

特 71

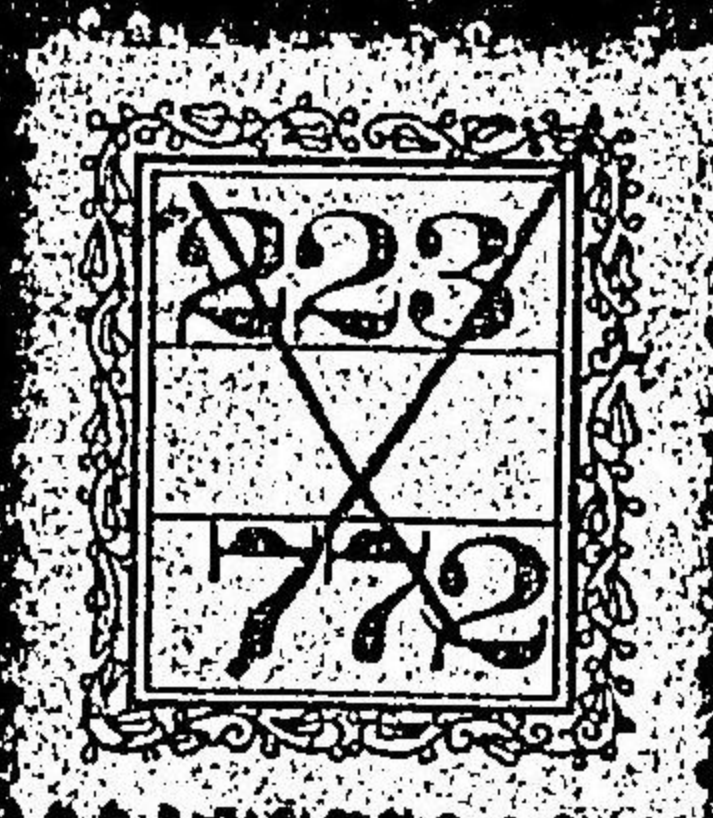
806

佐藤東樵編述

文官普通
裁判所書記
受驗解答

東京

後凋閣梓



301389-001-1

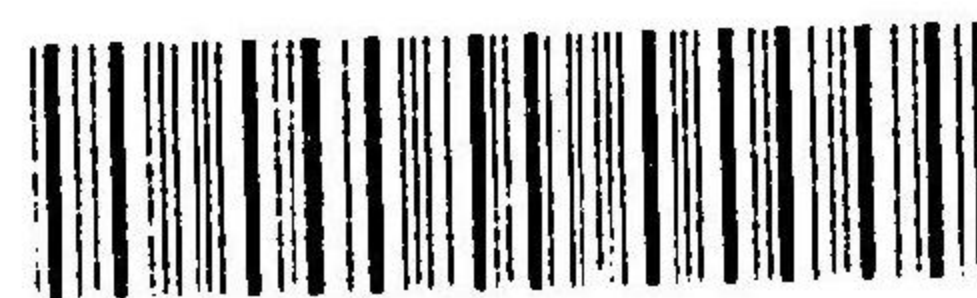
特71-806

文官普通裁判所書記受驗解答

佐藤 美雄 / 著

M38.9

BBR-0001



71

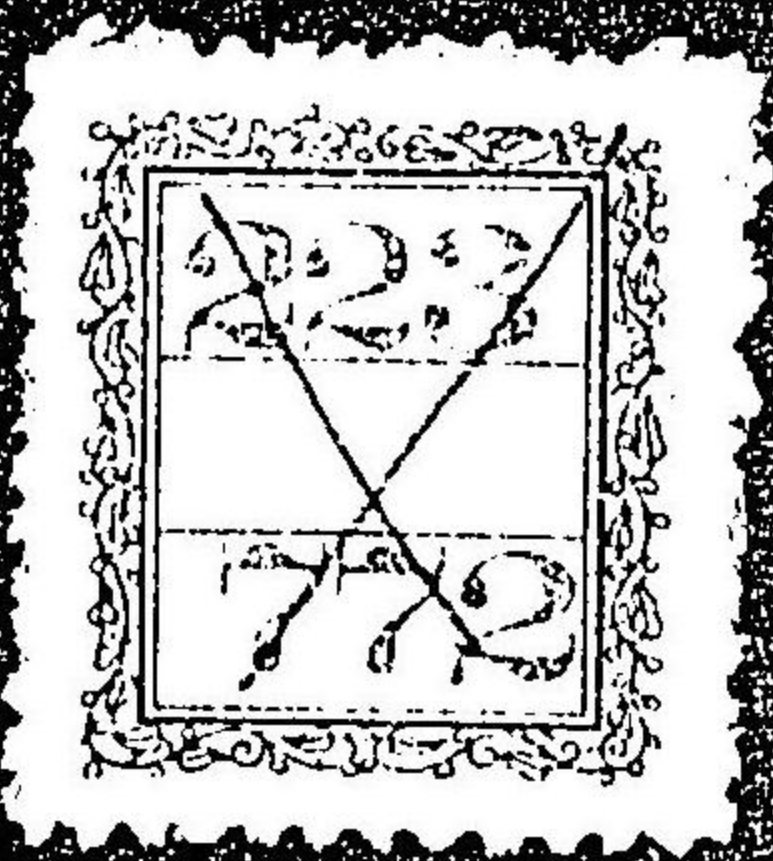
806

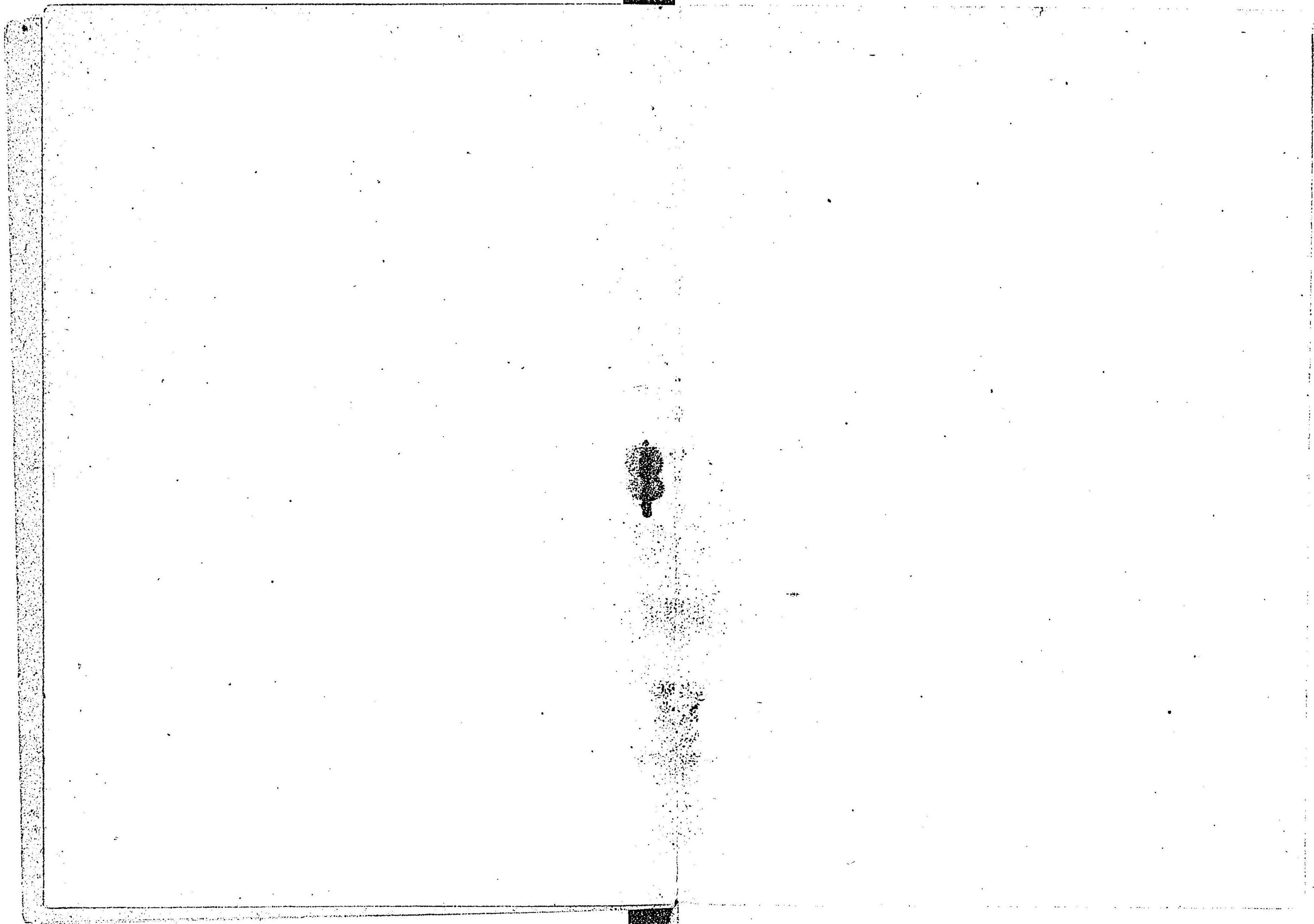
佐藤東樵編述

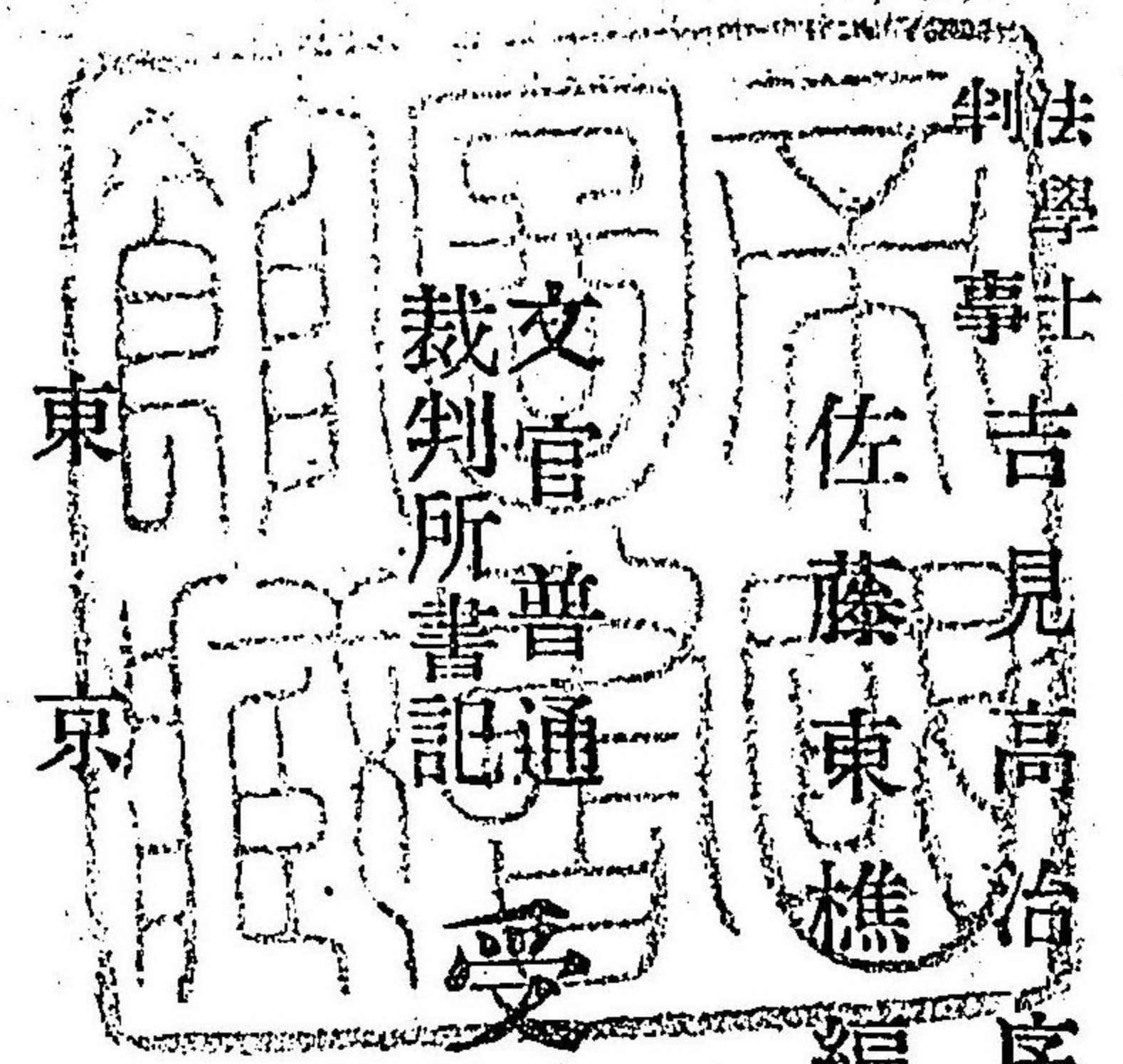
文官普通
裁判所書記
受驗解答

東京

後凋閣梓







後
凋
閣
梓

驗
解
答

明治
38 9 6
内交

特 71
A 06

自 序

古昔漢土に於て科擧に應ずる爲め其の方針を示さんとし謂ゆる謝枋得の文章軌範なるもの出づ、今予は本編を草し洽く判任程度の試験に應ずる者の參考に資せんとす、願ふに晩近人才登用の途大に啓け司法軍務行政及銀行會社等尙も官廳公署と私設法人の差別なく概ね試験制度を採り以て人物任用の方法となすに至れり、而して最も受験者の多き割合に合格の困難にして及第者の少なきは蓋し普通文官裁判所書記試験に若くものなるへし、是れ何に因て然る乎予案するに各種試験に比し受験者の學力不充分なるに拘らず試験程度低くして合格甚た容易なるか如く思惟すると他方に於ては受験資格に何等制限なきの故を以て學方才能を顧みず猥りに應試するの弊あるか爲めたりと信して疑はず、抑も登用試験の如き一つは受験者の巧拙により成否相分るゝ場合ありと雖尙重なる原因は準備の宜しきを得るや否やに歸せしむるに非ず、故に應試者たるもの須らく苦辛勉強特に好參考書の撰定に注意せらるゝを要す、若夫れこれを等閑に付せんか試験場裡に必勝を冀ひ熱氣發散、心臓鼓動し如何に全力を注ぐも遂に失敗を招き前途の好望春の如き月桂冠は空しく他手に歸せしむるに至るへきなり、斯の如く其巧拙は以て試験の成敗榮辱の分るゝ處なりとせば受験者たるもの深く此點に留意せ

(1)

序

自

(2)

自

序

さる可らさるや明かなり、今其好参考書に富むや否やは余輩の最も疑ふ處蓋し寒心せざるもの多かるべく慨歎するも年又久し、爰に多年教鞭を執り苦辛研究學生をして増々有望の域に達せしめ且つ自ら大に得る處あり偶々書肆後凋關主人と辱知の故を以て其需を賛し本編を公にするに至れり依て以後進諸子を益するを得ば幸ひ之れに過ぎざるなり、然りと雖天下決して此種の著述に乏からず唯多くは實地試験問題を蒐集し是に解釋を試みたるに過ぎされば未だ以て應試諸君の學力を補習し受験の各科目に亘り恰く智能を啓發し可成的完全なる受験資格を修養せしむるの實力ありや否やこれ余輩の最も憂ふる處、況んや其作中往々受験者の實益を度外視し猥りに問題を蒐集し取捨拙劣のものに至りては嘗に實益の僅少ふるのみならず讀者偶々偏見疎漏の研究に甘んじ安く爲めに成績の不佳哀を來すや多辨を俟さる處なり、蓋し試験準備の語辭必ずしも妥當にはあらず余輩本書を編するの趣旨は獨り諸子をして衆を排し試験に合格せしむるのみを以て唯一の目的としたるに非ず、常識を作り職務を完全に盡し事に當るや自信と勇氣とに富み屹然犯す可らざるの意氣を養ひ且つ志操堅忍臨機應用の才能に長せしめ如何なる輕事と雖荷もせず常に自己の掌管事務に對し其責任を明かにし加ふるに決意の果斷執務の敏捷を計らしむるにあり、要するに本書の特長は試験各科目に

自

序

(3)

對し秩序的學理觀念と應用の術とを教範し加ふるに試験程度及概況を示し紙數の許す限り地方廳に行はれたる試験問題を摘録し以て諸子の參考に供したり、唯余輩の最も遺憾とし切に諸君に謝せざる可らざるは小冊誌自ら制限あり専ら諸君の實利便益の爲めに余の希ふ總てを詳述分解するを許されず可及的言辭を短縮し而も多數の問答を列叙撰擇せんことを努めたるを以て行文難澁、釋義煩腦の識を免かれざらんを是なり、況んや答案の如き業務匆忙の間に執筆したるもの聊か杜撰の責なき能はず冀くは讀者諸君熟思勤考取捨宜しきを得其真義を誤了せざらんことを、乃ち冗長を顧みず本書編述の趣旨を書し以て序となすと云爾

明治三十八年仲秋名月窓下に座して

佐藤東樵識

序

文

(1)

文士は、佳人才子の戀愛を説き、詩人は花鳥風月の景致を叙す。其の文、其の詩、必ずしも美ならざるに非るなり。然れども、吾人は、現今、此の如き著書の店頭に堆きを見て、喫驚せざらんと欲するも、得べからざるなり。

浮華の詩文は、社會を軟化し、鄙猥の戀愛は、青年を墮落せり。其の弊、其の害、實に枚擧するに遑あらず。苟も其の文、其の詩にして、穩健雄剛ならずんば、吾人は、斷じて之を排斥せざるを得ざるなり。吾人は、寧ろ青年の爲めに、實用有益の著書を歡迎せざるを得ざるなり。

佐藤君、此の頃文官普通及裁判所書記受験解答と題する書を編述して、今や之を世に公にせんとし、予に序を求む。予之を一讀するに、本書は、彼の世間に流行する詩文の如く、面白きものにも非ず。珍談奇論を掲げたるものにも非ず。唯だ是れ、普通各種の試験問題を、秩序的に蒐集して、之を解説したる、一小冊子に過ぎざるなり。世の所謂文士詩人より之を見れば、果して之を何とか謂はんや。

然れども、天下幾多の青年にして、普通文官及び裁判所書記の試験を受けんとする者

(2)

に取りては、本書の實用に適して、且、有益なる事、豈に彼の浮華鄙猥の詩文と、同日に論ずべきものならんや。故に君が乞に随つて、一言を序すと云爾。

明治三十八年八月

法判學士 吉見高治

序文

文官普通及
裁判所書記
受験解答

目次

(1) 次 目

一憲法	一頁
一行政法	一五頁
一會計法	三一頁
一刑法、刑事訴訟法	三五頁
一民法	四二頁
一民事訴訟法	六八頁
一簿記	九九頁
一國語、漢文	一〇七頁
一地理	一一頁
一歴史	一五頁
一作文	一九頁

一書 取……………一三二頁

一算 術……………一三一頁

一文官試験規則……………一三〇頁

一裁判所書記試験規則……………一三四頁

一官吏恩給法摘録……………一三六頁

一試験願書式……………一四一頁

目次終

佐藤美雄編述

文官普通及
裁判所書記
受験解答

(憲法)

一 憲法とは何ぞや

答 國體の本體並に行用を規定せる所の大法を憲法と云ふ詳言すれば統治主權の主體客體及び機關並に其作用の大則を定めたる法則なり然り而して憲法は法律の上に位するものなり從て法律を以て廢止變更することを得ざる最高の準則を示すものにして此大法の制定並に改正は一に天皇の大權に屬す要するに憲法は我國の國體及政體の本體を規定する法則たるなり

二 統治權の主體を略説すへし

答 憲法は統治の原則を定めたるものなり統治の原則とは則ち國を治むるの大體の組織なり而して統治の主體と稱するは主權の存する處を云ふ我大日本帝國は純粹なる君主國體なるか故に天皇を以て主權の本體と爲すあり之れ我帝國の國體なり帝國憲法第一條は明言して曰く「日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す」と故に我國體に付

て主権の存在は實に天皇其位にありとす
 夫れ天皇即ち萬世一系の皇統を繼承せる最高權力の存在たる皇位は實に帝國を統治するの主體にして皇位と國家即ち帝國は其存亡を等ふす我國體に於ては君主を以て統治の主體と爲すか故に皇位其ものは則ち主權にして其有する權力は絶對無限なり蓋し主權は唯一なり天皇は神聖にして侵すべからずと云ふは皇位は國法の源泉にして法は天皇の詔なるを以て總ての國法の上において他の權力の侵害することを許さずと云ふ義に外ならず故に君主の親ら制定したる法令に偶々以て違背の所爲ありとするも決して違犯者となることなし之れ神聖の名ある所以なりとす

(三) 攝政の意義並に之れを置くべき場合を示せ

答 攝政は官職に非らず皇位に附屬し天皇の名に於て天皇の權力を行使するものなり換言すれば攝政は君主の代理にあらず國法當然の結果として君主の任命を要せずして其位置を襲ひ以て君主の權力の全部を行使する者なり故に攝政は未成年なる天皇又は故障ある君主と相合して統治の主體を爲すべきなり而して攝政は君主の任命により生ずるに非らず若し任命し得べき君主あるときは君主として完全の能力を有するか故に更に攝政の必要を見ざる時機にあり之れ即ち攝政は君主の任命に依らず國

法當然の權力として統治權の全體を行使するものなりと云ふ所以なり左に攝政を置くべき場合を列擧すへし

- (一) 天皇が未成年なるとき(天皇の成年は滿十八歳とす)
- (二) 天皇久しきに亘る故障あるとき(故障とは肉體若くは精神上の故障を云ふ)

(四) 攝政たるべき順位を問ふ

答 攝政の順序は左の如し

- (一) 成年に達したる皇太子又は皇太孫之れに任す
- (二) 皇太子又は皇太孫あらざるか又は未だ成年に達せざるときは左の順序に依り攝政を定む(皇太子及皇太孫の成年は滿十八歳とす)
- (イ) 親王及王 (ロ) 皇后 (ハ) 皇太后 (ニ) 太皇太后 (ホ) 内親王及女王 なりとす

(五) 統治の客體を略述すへし

答 統治の客體とは統治權の及ふべき範圍即ち統治の目的物を指す者にして統治權は天皇にあり天皇は帝國を統治す故に帝國は統治の客體なり帝國には國土あり而して臣民を有す從て統治權は此國土並に臣民を目的として行はる之を統治の客體と稱す

斯の如く統治権は一定の土地即ち領土と臣民の上に行はれ他の勢力を排して獨り自己の統治権のみを行ふなり従て統治権と國土及臣民は互に離るへからざる關係を有す國土は統治権の及ぶ境域にして領土權は此の權力の土地に對する關係なり臣民たるの本質は絶對無限に國權に服従するにあり臣民たるの要件は法律の定むる所に因る臣民は國權に絶對に服従すへき者なるか故に國家も亦臣民を保護すへき關係を生ず服従と保護とは分離すへからず而して此保護あるか故に臣民に權利を生ず換言せば臣民は絶對無限に國家主權に従ふ於是乎權力は之れを保護し權利を認め利益を享有せしむるものなり

六 統治の機關を略述すへし

答 天皇は治者にして國土及臣民は被治者なり統治の目的は被治者即ち帝國を構成する國土及臣民の兩者に外ならず凡て君主即ち主權者(天皇)の權力は如何に萬能無限なりとは云ひ其一身を以て萬機を裁斷し得ること事實上不能の業に屬す従て百官有司を置きて政務を司掌せしめざる可らざるなり君主の統治權の或る働作は必ず或る機關を通して行はれ發表せらるる者とせざる可らず是れ特に立憲政體に於て統治の機關ハ統治の主體より分離したる所以なり帝國憲法は統治の機關を帝國議會、裁判

所及政府の三者と爲せり

(一) 帝國議會は君主が法律を制定するの機關なり凡て法律は帝國議會の協賛を経るを要すとは帝國憲法第三十七條の規定する所にして議會の協賛を経ずして立法せざる所以を定めたるなり我か帝國議會は二院制にして貴族院及衆議院の二局即ち之れなり貴族院は貴族院令の定むる所に依り皇族華族及び敕任せられたる議員を以て組織し衆議院は選舉法の定むる所により國民の公選したる議員を以て組織す而して以上の兩院は共に獨立の議決權を有するも兩議院同時に賛同するに非れば議會の議決として其意思を行ふこと能はざるなり帝國議會は毎年之を召集し三箇月を以て其會期とす召集、開會、閉會、停會及解散は皆天皇の大權に屬す

(二) 裁判所は統治機關の一にして司法權を行ふ處なり蓋し司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所之行ふとは憲法第五十七條の規定に依て明かなり裁判所の構成は法律を以て之れを定むる者にして之れを裁判所構成法と云ふ要するに裁判所は刑事及民事の訴訟を天皇の名に於て裁判する所なりとす裁判所の重なる役員は裁判官なり裁判官たるの資格は法律を以て之を定むるものとす

(三) 政府は天皇の大權を行使する官府なり君主の大權を行ふ爲めに存する機關なり

政府は帝國議會の如く立法の機關に非らずして法律命令と牴觸せざる限りに於て自由
 由に國權を外部に行使するの機關たるなり憲法上の原則として天皇が其大權を行は
 せ給ふには必ず國務大臣の副署を要するものとせり從て國務大臣は天皇の大權行使
 に當り天皇を輔弼する機關なり余輩は帝國憲法上此天皇を輔弼する機關を稱して政
 府と解釋するを妥當なりと信す

憲法上大權の行使を輔弼するには國務大臣の外更に樞密顧問あり國務大臣は政府を
 組織する最高の官府にして天皇を輔弼し其責に任する者とす蓋し此の責任あるか故
 に天皇の大權行使に付き大臣の副署を要するなり大臣は其職にある間は此副署を拒
 むことを得ず次に樞密顧問は天皇の大權を行使するに付ての最高の顧問府たり此の
 職務は國務大臣の如く外部に向て發動することなく唯内部に於て天皇の諮詢に答へ
 意見を奉つる官府なりとす斯の如く二者内外其活動を異にするも大權を行使するに
 當て天皇を輔弼する機關たる職責に至つては各同一なりとす

七) 憲法上の大權とは何ぞ

答 憲法上君主が統治機關の權限に委任せず親裁して行ふ政務の範圍を稱して憲法上
 の大權と云ふ也凡そ統治權は天皇の總覽し給ふ處なるは多言を要せずして明かなり

然るに特に其一部分を指して以て憲法上の大權と云ふときは恰も君主の權力を制限
 するか如き觀なきに非ずと雖憲法を以て君主が其權力を行ふべき方法を種々に區別
 したるか故に或る部分は之を憲法上の機關の權限として與へ或る部分は天皇の大權事
 項として自ら之を親裁し他の機關の容喙を許さず獨り君主の專決行使すべき事項を
 定め以て憲法上の大權と稱せり

八) 法律と命令との差異を略述すへし

答 法律とは帝國議會の協賛を経て制定したる所の法規を云ふ換言すれば帝國議會の
 協賛を経て天皇之が裁可し公布したる處の法則を法律と稱す、命令は國家の意思の
 發動にして帝國議會の協賛を経ずして天皇之れを發し又は之を發せしむべき者なり
 法律と命令とは斯の如く其之れを發すへき形式行爲に於て異なれり即ち法律は常に
 議會の協賛を要するに反し命令は天皇之れを發すると他の機關に委任して發せしむ
 るとを問はず常に議會の協賛を経るを要せざるなり然れとも二者其効力即ち人の自
 由權利の準則たり又は強行の權力を有するに至りては何等差異あることなきなり只

形式的効力として命令を以て法律を廢止變更することを得ずては原則あるに止まれり蓋し時に法律を以てしては命令と牴觸すべき事項を定め或は之れを變更廢止する場合ありと雖法律の制定(廢止、變更、新設)には帝國議會の協賛を経へき憲法の規定なるか故に若し命令を以て自由に法律を變更し得るとせば此條規と矛盾すべく到底相容れざるの結果を生ずればあり

九 命令の分類及其効力を略説すへし

答 命令は國家の意思の發動にして帝國議會の協賛を経ずして發布する形式を云ふなり而して天皇は命令を發し又は之れを發せしむ天皇の親裁して發するものを勅令と稱し之れを行政機關に委任して發する命令とは假令は閣令、省令、府縣令、警察令の如きを云ふ

命令は其之れを觀察する方面の異なるに依り種々に分類する者あり或は命令は法規を定むるや否やの點より觀て法規命令と行政命令とに區別するあり或は其發せられたる機關の異なる點より觀て以て勅令、閣令、省令及府縣令等に區別し得へしと雖我憲法の解釋としては之を詳論するの必要なきを以て唯憲法上に於ける命令の區別を略説せんとす

(一) 大權命令 是天皇が憲法上親裁して發すへき專屬の大權事項に依る命令を云ふなり大權命令は憲法によりて直接に天皇の發する命令なり故に法律と相對峙して互に獨立するなり從て法律を以て大權命令を變更し若くは其範圍を侵すことを得ず大權命令に非ざる他の命令は法律を以て之を變更することを妨げず蓋し法律を以て變更す可らざる處の命令を大權命令と稱し特に他の命令と區別せる所以なり

(二) 法律に代るの命令 是所謂憲法上天皇が緊急の場合に發する勅令にして憲法第八條に公共の安寧を保持し又は害惡を避くるか爲め緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合に於て天皇の法律に代るへき勅令を發することを云ふものにして本來憲法上の立法事項に屬するものを特に命令を以て規定する場合を云ふなり換言せば命令を以て法律と同一の効力を與へしむるを云ふなり要するに此種の命令範圍は元來帝國議會の協賛を経て制定すへき法律事項なりと雖緊急なりとの理由を以て特に例外を認め之を法律に代るの勅令と爲したるなり(法律に代るとは法律と同一の効力を有することを云ふなり)

法律と法律に代るへき勅令との相異なる要點は勅令を以て發布したる者は次の會期に於て帝國議會の承諾を求むることを要するにあり若し承諾なかりせば將來に向て

勅令たるの効力なきなり故に此意味に於て法律は勅令を廢止變更することを得と云ふなり而して又大權命令と異なり此勅令は法律を廢止變更し得可きものとす

(三) 行政命令 は憲法上の大權事項及立法事項以外に於て發する命令なり憲法第九條に依れば行政命令は法律を執行する爲め又は公共の安寧秩序を保持し及臣民の幸福を増進する爲めに發するものなり故に此規定より見るときは行政命令は法律を變更するの力なく唯法律を變更せざる限度に於て發する命令なり蓋し秩序の維持と公益の増進とは共に行政の目的なるか故に之を行政命令と稱したるに外ならざるなり

十 豫算の性質を説き其法律と異なる點を述よ

答、豫算とは國家の一會計年度に於ける歳出及歳入の見積りなりとす即ち文字の示す如く政府の會計上の見積を算するに外ならず豫算は行政官府の自ら定むる規定なり豫算を定むるは立法行爲に非ずして行政行爲なり而して憲法第六十四條は國家の歳出歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経へしとあるを以て恰も法律と豫算とは其間差別なきか如くなるも法律は嚴格にして事實の豫見を目的とするに非らず必ず定まりたる現象を惹起すへきことを命令するものなり然るに豫算は政府の見積り若くは希望とも稱すへき國家の歳出入金額の見込にして國家は錯雜なる經濟に對し決

して之を確定することを得可き性質のものに非ず蓋し豫算か法律に非すと云ふ論據は茲に存するかり唯政府が帝國議會の協賛を経て豫算を編成するは政府が一會計年度に於て支辨し若くは收入したる計算に對する責任免除の利益を有する者とす次に豫算と法律と異なる主要の論點は豫算は行政官吏に對する命令なり行政官吏は支出を爲すに當り豫算に超過せざるや又は豫算の目的に違ひたるものに非ざるやを調査するの責任あり殊に其收入に際しては其責任重大なる者あり要するに豫算は行政官府若くは行政官吏か依て準據すへき歳入歳出の規定にして豫算會計法に基き行政官を束縛する効力を生ずるも反之法律は國民全般に向て其行爲の準則を規定し外部に對して強制力を有する主權者の命令なりとす

十一 條約は法律なりや否やを略述すへし

答、法律の制定は帝國議會の協賛を経て天皇之を裁可公布し以て臣民を拘束すへき國家の意思表示なること勿論なり國家を統治する天皇は主權者なり臣民は主權者の命令に絶對の服從義務を有す天皇は基より神聖にして侵すへからず從て臣民は無限の服從關係を有せり法律は斯の如く不平等關係即ち主權者と服從者との關係に於て存立するなり然らば條約は如何抑も條約は國と國との平等關係に於ける權利と義務とな

締約するものにして此締約は君主の憲法上の大權の行動に生ずる國家を代表してなすに非らず君主自己の名に因て條約を締結するものなり換言すれば條約は對當なる國家と國家即ち平等なる人格者の間に自由の意思を以て權利と義務とを約束するなり故に條約は法律の如く帝國議會の協賛を待て後成立す可きものに非らざるを以て我國の憲法上に於ては其形式的にも法律なりと主張する能はざるなり要するに法律は主權者と服從義務者との關係なり條約は對當なる國と國との關係あり而して相手方自由の意思によりて成立し法律は主權者一方の意思のみに依りて成立するなり以上の説明に基き余輩は條約は斷然法律に非すと論定して疑はざるなり

十二 建議と請願及上奏の意義を問ふ

答、建議とは議院の思想を國務大臣を経て政府に通告する議會の權利なりとす而して此建議を採納する否とは基より政府の權能に屬し同會期中同種の者に付き再び提出することを許さざるなり

兩議院は臣民より呈出したる請願書を受くることを得而して議會に向つて爲す處の請願は一個人の利益又は一般の公益に關する事件に付將來に向ひ國家の機關の行動を求むるものなり然れども議會か人臣より請願を受くるは唯請願者の意思意見を聞

くの自由あるものにして之に向ひ臣民に對して請願の處分を爲す權能を有せず單に參考に供するに外ならざるなり

上奏とは兩議院か天皇に對して直接に提出する建白なり即ち國政に關し又は政府の行爲に對し直接天皇に議會の意見思想を建白する處の行動なりとす建議は國務大臣を通過して政府に致すに反し上奏は政府に致すに非ず天皇に對し直接議會の爲すべき建白なりとす

十三 議員の權利を擧げよ

答、議員の有する權利中主要なるものは以下の三點と爲す(一)議院に對し發言し及表決するの自由權能を有す憲法第五十七條には院内に於て發言したる意見の發表に付院外に於て責を負ふことなしと規定し以て議決の自由を保ち政府の干渉を防ぎ自由公論の權利を保證せり(二)身體の自由を認め開會中は其院の許諾なく猥りに逮捕せられざる權利を有す但し現行犯罪及び内亂外患に關する犯罪は例外にして設令其承諾なしと雖逮捕せられざるを得ざるなり(三)歳費及び實費辨償を受くるの權利を有すること則ち之れあり

十四 國際條約の意義及其臣民に及ぼす效力を略説すへし

答、條約は國家と國家との合意によりて國家と國家との間に於ける權利と義務とを締約するなり換言すれば對當なる國と國との間に於ける自由の意思を以て其權利と義務とを相互に約束するものなり法律は國家と臣民間の關係を規定する國家の意思表示なるか故に常に不平等なる服從關係間に於て其効力を生ずと雖條約は全く之に反するものにして條約は其法律と異なるや明かなり然るに條約を以て直ちに法律の一種なりと説く者あれども其誤解の原因は蓋し獨、佛の憲法又は學說か條約は法律なりと解するに出ず蓋し彼等に於ては議會の議決を要するものは總て之を條約なりとなす結果に外ならず然れども我國に於て條約は議會の議決を経るを要せずして成立するか故に形式的にも亦法律と稱することを得ざるなり

前述の如く條約は法律に非らず主權者の意思表示に依りて直に成立することを防げず而して條約を成立する主權者の意思の表示は之を批准と稱す批准とは條約を可納する旨を相手方に對し表白する義なり即ち條約を以て定めたる總ての權利義務が相互國家間に有効に締結せらるゝは批准したる時にありとす條約は國家と國家間に於ける約束なり國家は自ら締結したる條約内容に對し直に臣民に拘束力即ち之を遵守せしむべき權力を有する者にあらす條約を臣民に對抗せしむる爲めには主權者は一

定の形式に依り臣民に對し公布せられざる可らず換言せば君主は如何なる條約をも締結することを得ると雖尙其條約を國內に執行するに際しては別に法律命令を以て之を規定するを要す是れ即ち條約を以て直ちに法律なりとす可らざる所以なり

(十五) 憲法上に法律を以て定むべき事項は之を命令に委任し得るや

答、我が憲法上の規定に於ては本問の命令は法律に因らずして直接命令に委任することとを許さざるなり換言すれば憲法上、法律を以て定むべき事項は更に法律を以て之を命令に委託せられたる場合に於て發することを得ると雖未だ法律を俟たざるに先立ち直接命令に委任するを許さざるなり要之に憲法に於ては法律に因らずして直接に命令に委任することを得ざるものとす

(行政法) (地方政度を包含す)

(一) 行政とは何ぞ

答、行政とは大權及び立法權の下に於て法律命令を執行し及び其範圍内に於て公共の安寧幸福を完ふする爲めに行動する官府の行爲なり換言すれば行政は官府に由り臣

民に對して發動する國權行使にして大體及び法律の範圍内に於て行ふべき諸般の政務を云ふなり

二 行政處分の意義及び其種類を略説すへし

答、行政處分とは法規を執行し又は之に矛盾せざる範圍内に於て公安及び公益の爲めに特定に對し特定の行爲を爲すを云ふなり故に此の處分は行政官府に於て執行す法令は行政官府に或る政務の範圍を委任す此の委任あるか爲めに行政官府の職權として個人の權利自由を豫め障害せざる範圍に於て公安及び公益の爲め便宜處分をなすことを得るなり以下其種類を分説せん

- (一) 證明とは例は特許、意匠、商標、版權及び家屋土地の賣買等を登記し以て既存の事實を確認する方法を云ふなり
- (二) 裁定とは列定力に因りて疑義を決裁する方法を云ふ例は訴願の裁決の如き之れなり
- (三) 命令とは特定人に對して特定の行爲又は不行爲を強制する方法を云ふなり即ち警察處分の如きは之れに屬す
- (四) 免許とは一般に許されざる行爲を或る場合に於て許可する行政行爲なり例へば法

般に禁止したる特定の行爲を目的とする場合に許可せらるるか如きを云ふ

- (五) 認可とは私人の行爲に法律上の効力を與ふべき行政行爲を云ふなり例へば法人設定に關して其定款を認可するが如し
- (六) 特許とは私人に對して私法上の權利を設定せしむる行政行爲なり例は專賣特許の如し

三 特許と免許との重なる差異を示せ

- 答(一) 免許は公法上の權能を生じ特許は私法上の權利を發生せしむ
- (二) 免許權の浸害は行政訴訟に依り其救済を求むるも特許權の侵害に對しては民事訴訟法に依り救済を求む
- (三) 免許の場合には官廳は單に公益上の妨げとならざるや否やを審査して許否を決定するに止まるも特許は私權を設定するを唯一の目的とするか故に其權利の設定に依りて第三者の權利を浸害すべきや否やを審査せざる可らず
- (四) 免許は特定人に對し一の行爲を有効ならしめ其自由行爲を制限せすとの保證なるか故に其効力關係は官廳と私人との間にのみ存在するも特許は私人と私人との間に於て効力を生ずるを主とす

(五) 免許は其關係第四に示すか如くなるを以て官廳の處分行爲の爲めには浸害せらるゝことありと雖私人より浸害せらるゝことなし反之特許は私人に對抗して専ら或る行爲を爲し又は私人を排斥して或る行爲を實行することあるべき權利なるか故に私人と私人との間に於ても浸害せらるゝことあるものとす

四 認可と免許とは如何なる差ありや

答(一) 免許せらるべき行爲は一般に禁止せられたる所の行爲なるも認可を受くべき行爲は其之を爲すと否とは基より自由なるものとす

(二) 認可の目的たる行爲は法律上禁止せられたるにあらず唯認可を受くるにあらずれば法律上の効力を發生せざるに過ぎざるも反之免許の目的たる行爲は法律上禁止したる行爲なるか故に免許を得れば其行爲を爲すことを得ざるなり

五 行政規則の効力如何

答、抑も行政規則は行政官府は私人に對して發生する處の命令の全體を云ふ左に其効力を擧示せん

第一、行政規則は法律又は勅令を廢止變更するの効力なし

第二、行政規則は上級官府の命令と牴觸することを得ず

第三、行政廳に於ける違法、越權又は公益に反する命令なりしときは其行政監督權を以て之を取消又は變更することを得るなり

六 官吏の性質及責任並に其權利義務を列擧すへし

答、第一、官吏とは任官の手續に依り官制上定められたる國家の公務を執行すへき義務を負ふ者を云ふ故に官吏たるにば任官の手續を盡さざる可らず任官とは官制に依りて分配せられたる政務を委任する處の方法にして委託を爲すにば通常辭令書の授與若くは任命の公示手續に因れり

第二、官吏の責任とは其職務を遵守せざるに因り法律上受くへき一定の制裁即ち(一) 刑事上の責任 (二) 民事上の責任 (三) 懲戒の責任 等を負ふを云ふ而して刑事上の責任とは法律か一定の行爲に刑罰を附するに依りて生ず例へば官吏たるの分限上刑罰を加重するの原因となることあり又は官吏たる分限あるか爲めに犯罪構成條件となるか如し次に民事上の責任とは官吏の行爲か行政行爲に非らずして無權限即ち私人行爲(職務外の行爲)又は過失に基く場合被害者に對して損害賠償の責に任せざる可らざるを云ふ更に懲戒上の責任は職務勵行の方法として加へたる一種法律上の制裁なりとす

第三、官吏は任命の結果其分限取得に依り法律上當然種々の権利と義務とを生ず即ち(一)其權利としては俸給を受け又は恩給を受くること之れなり(二)其義務としては忠順の義務、勤勉の義務及服従の義務並に修身慎行の義務(官吏たるの威信を重んじ廉耻を貴ひ其體面を汚損せざるを云ふ)等を負ふこと是れなり

七 地方團體の意義如何

答、地方團體とは一定の境域と其住民とを基礎として成立し地方公共の事務を自治するに同時に國家行政の機關としての事務を處理するにあり自治は團體存立の目的なり一定の境土を基礎とする民衆は互に合同して團體自存の目的を達せんことを計る國家は法律を以て團體の組織を定め之れに自治の權能を認許し以て其自治の責務に任せしめ同時に國家の機關として種々の事務を執行せしむ蓋し自治は國家行政の目的に合し之を施行し補充するの作用を爲す之を要するに團體自身の目的と國家存立の目的と相一致するに及んで初めて國家行政の整然遂行を見る可きのみ

八 何をか自治と謂ふか

答、自治即ち地方行政とは府縣、郡、市町村等の公共團體が國家の委任に因り其團體共同の事務を處理し團體夫れ自身の生存及利益を計り且其發達を企圖する行政を云

ふなり國家は團體の自主目的として其自治上法律に依り政務を委任するか故に自治は即ち其委任事務の範圍を脱出せざる程度に於て行動するの權利と義務とを負ふ而して其機關は基より團體の設備に一任せり團體は其機關として議會及び行政廳を設けし住民の公議を代表し其財政及行政の重要な事件を議會に於て議定し行政廳は其議會の議決を執行し其他法律命令に従て總ての地方行政を管理するものとす

九 市町村公民と住民との區別を問ふ

答、一定の區域に住居する者は總て市町村の住民とす公民とは公權を有する獨立男子にして左の條件を具備するものとす

- (一) 一二年以來市町村の住民たること
- (二) 一二年以來其市町村の負擔を分任したること
- (三) 一二年以來其市町村内に於て地租を納め若くは直接國稅年額二圓以上を納むるもの

十 地方團體の行政にして自治體の行政と國の行政とを區別する標準如何

答、自治即ち自治體の行政と國の行政とを區別する唯一の標準は下の如し即ち國家の意思意見に依りて行ふ行政を國の行政とし團體自己の意見に基き執行する處の行政

を稱して自治と云ふにあり換言すれば團體自身の議決機關の決議に基き行政するものは團體即ち自治體の行政にして之れに反する行政は國の行政なり

(十一) 市町村條例と其規則とを區別すべし

答、市町村の條例は市町村が依て以て行政する自主權を制定せるものにして市町村の組織市町村と其住民との關係を規定せるなり規則とは之れと異なり市町村が其營造物例へは學校病院等の組織又は使用方法等を規定するものなり詳述すれば市町村は自主權即ち法令の範圍内に於て自治體か自己の組織權限に關する法規を制定する權利を有す其制定したる法規は條例と規則の二種に區分することを得へし而して條例とは市町村住民の權利義務に關する事項及市町村の組織に關する事項を規定するも規則は營造物の組織及使用方法を定むる等主として其内部の規程に外ならざるなり

(十二) 市の機關に付知る處を略記すへし

答、市の機關は之れを議事機關と施政機關の二種に區分するを要す市の議事機關は之を市會と稱し施政機關は之を市參事會と云ふ以下區別して大要を述へん

一、市會、市會は公選に由り成立する地方議會にして市政の重要な事項を議決す

る機關なり議員は三十人以上六十人以下とし法律の規定に依り人口の多少に従て其數を異し議員は市公民を公選して組織するものとす

市會の職權は市政の重要な事項を議決し其執行を監督するにあり而して其事項の概目を示せば左の如し

(イ) 條例の發布 (ロ) 歳入歳出の豫算及決算 (ハ) 市税、手数料夫役其他の公課 (ニ) 基本財産及不動産の處分 (ホ) 營造物の管理

二、市參事會、市參事會とは市長、助役、名譽職參事會員の三種より成れる合議制の行政機關にして市の施政を掌る處とす

市長は一名にして市會の推薦に依り上奏裁可を請ふて之を任命するものとす助役は一名乃至三名とし市會之を選擧し知事の認可を経るものとす

名譽職參事會は市會之を選擧す
市參事會の職權は左の如し

(イ) 市を代表し其名に於て總て市の行政を主宰するに在りと雖其主要なるものは市會の議決を執行するものとす

(ロ) 市會の議決か越權、違法、公益を害するときは市參事會は其議決を停止して

再議せしめ尙其議決を更めざるときは府縣參事會の判決を請ふものとす
ハ其違法越權に當るものは市會に對し行政訴訟を提起することを得るなり

十三

郡の構成並に郡の機關に付大要を述へよ

答、郡とは數町村を總合して成る中級の地方行政團體を云ふ換言すれば町村は郡を構成する直接の分子なり故に郡は町村の住民に依りて成立する中級の政行團體なりと云ふべし然れども郡は單純なる町村の總合にはあらず法律の規定に基き町村の自治權能上更に郡の特有なる自主權能を有するものとす從て町村の各自治權の外に獨立の人格を有するなり之れを稱して郡の自治と云ふ

郡と町村とは前述の如く離る可らざる關係を有す從て町村は郡有の財産と營造物とを共用し郡の費用を分担し郡の機關の組織に參與するものとす

郡の機關は郡會と郡參事會の二種に區分することを得即ち左の如し
一、郡會、郡會とは公選に由て成立したる地方議會にして郡上の重要なる事項を議決す郡會議員は郡内町村に於て選舉したる議員及大地主に於て選舉したる議員を以て成立す(大地主とは郡内に於て町村税の賦課を受くる所有地にして地價一萬圓以上を有する者を云ふ)

議員選舉の方法は郡内の各町村團體及大地主團體の有する選舉權に依る而して町村は各一名の郡會議員を選舉し大地主團體は町村に於て選舉すべき議員定數の外其定數の三分の一を互選するものとす

郡會の職權は主として郡の資産に關するものなり蓋し郡の自治の範圍は市町村自治權よりも狭く専ら其資産を以て營造物を維持するにありとす郡の議決す可き事項の概目は左の如し

イ 歲出入の豫算及決算 (ロ) 權利の棄却及義務の負担

ハ 不動産及郡有財産の管理 (ニ) 營造物の維持
次に郡會は毎年一回常會を開き郡長之を召集す

二、郡參事會、郡參事會は郡長及名譽職參事會員四名を以て組織する合議制の機關にして其名譽職參事會の三名は郡會に於て其議員中より互選し他の一名は府縣知事に於て郡會議員中若くは郡内町村の公民中より選出するものとす

郡參事會の職權は左の如し

イ 郡會の議決の範圍内に於て郡行政の重要なる事件を議決す

ロ 郡長其他の官府の諮問に對し又は郡長の發する郡會議案に對し意見を述ふるこ

と
ハ) 郡會の權限に屬する事項にして其委任を受け又は臨時急施を要するものは郡會に代りて之を議決す

(三) 臨時必要あるときは郡の會計出納を検査す

十四 府及縣の構成を問ふ

答、府縣とは數郡及び數市を總合して構成せる最上級の地方行政團體なり府縣は單に數郡、市の集合に非ずして獨立自治の權能を有し且つ知事を首長と爲し其行政區域内に於ける郡市町村の上において府縣は上級の地方團體なりと云ふ所以なり

十五 府縣の財政に關する要綱を記せ

答、府縣財政とは府縣團體自己の資産に依り爲す所の經濟を云ふ今之を分ちて收入、支出、府縣債及び歳出入の四項に區別し以下大要を説かん

(一) 抑も府縣の費用は市町村住民の直接負担する所とす此負担よりする收入を即ち府縣稅と云ふ府縣稅は一、地稅二、營業稅三、雜稅四、家屋稅又は戶數割稅の種目に因り徵收するものとす

(二) 支出は府縣稅を以て其重なる費用に充つるものとす

(三) 府縣債を起すは舊債元額を償還するの要途に充つるか又は天災事變に因り已むことを得ざる支出又は府縣永久の利益に關し支出を要する場合なりとす

(四) 歳出入、府縣の歳出入は知事毎年之を調製し府縣參事會之を審査し府縣會の議決を経たる豫算に基き出入し決算を以て報告するものとす

十六 行政訴訟と訴願との差異を示せ

答(一)、訴願は行政處分の不當なる場合に限り之を提起するも訴訟は行政處分の違法なる場合に限り之を提起することを得

(二) 訴願は監督權に對し訴ふるも訴訟は獨立の裁判所に訴ふるものとす

(三) 訴願は人格の自由を主張し訴訟は權利自體を主張するにあり

(四) 訴願は凡ての行政處分に對して訴ふるにありも訴訟は執行處分に對してのみ訴ふべきものなり

十七 軍事負担の性質を説明すへし

答、軍事負担とは國の防衛に備ふる營造物及び軍の需用の爲めに財産の制限を受け又は其給付を爲すべき法律上の負担を云ふなり

抑も軍事負担は一般財政の需用に非らずして軍事上特種の負担なりとす故に國庫の

牧入の爲めにする財力の徴收にあらず物件及び勞力其物の使用を目的とするなり従て租税と異なり特別の負担者には相當の賠償を爲すを通則とす
 軍事負担は國權の命令に基く強制的服従なるが故に公の負擔にして私法上の權利關係にあらず之れ賠償を通過とするに拘らず法律上の負擔なりと云ふ所以なり
 軍事負擔を分ち二と爲す(一)臨時の徴發(二)所有權の制限之れなり

(解釋)徴發は徴發令を以て定め所有權の制限は警察規則を以て行はる徴發とは陸海軍の行動に際し軍需を地方の人民に賦課徴收するを云ふ

所有權の制限とは國防の設備たる營造物の効用を全ふる爲めに之を圍繞する土地の上に加ふる制限を云ふなり

徴發に二種あり平時徴發戰時徴發、之れなり而して徴發は軍隊及び艦隊の司令官之を行ふものとす

十八) 營造物とは何ぞ

答、營造物とは國有及び公有の土地物件か公益行政の目的の爲めに公用に供せらるるを云ふなり元來營造物は先づ營造物の目的を達することか即ち國家の目的を達するの手段たるなり鐵道郵便の如きは國家の一の財源を爲すと同時に公共の利益を目的

とする者なり蓋し營造物は直接公衆に利益を與ふると同時に間接には國家の公益を計ることを得るものなり國立病院を設置し患者を治療するの目的と郵便局を設定して信書物品の運搬を目的とすることとは當に國民の公益を計る手段なりと同時に依て以て國家の目的を達する所以の道とを分離すべき者に非ず學校を建設して生徒を收容し教育の道を啓くの業務も橋梁若くは船舶を造りて公衆の便を計るか如き其他水道、瓦斯、電話及び電信、電燈又は公會堂を設備する等は皆同時に國家の目的を達する途に外ならず要之に營造物とは公益行政の目的の爲めに國有並に公有の土地及び物件か公用に供せらるるを云ふなり

十九) 版權、意匠及び商標の性質如何

答一、版權とは文書圖畫を出版して生ずる處の利益を專占する權利を云ふ此權利は官廳に於て之を認許するに由りて發生する者なり而して之を認許する證衡理由に二種あり一、は私權特別の保護に依りて文化の發達を誘導すること二、は版權を制限して著作の利益を普及せんとする公益上の目的に出ること之れなり

(二)意匠とは工業上の物品に應用すべき形状模様若くは彩色に係る新規の按出を云ふ而して之を專有するには官廳に申請して登録を受くるを要す然れとも意匠中風俗

を害すべきもの、既に公に知られたるもの及び公に用ひられたるものに對しては登録を許さざるものとす(此の專用年限には三年、五年、七年、十年の四種あり)

(三)商標とは自己の商品たることを表彰すべき表識なりとす本権は官廳に申請し登録に依て之を專用することを得但し風俗を害し又は他人の登録商標若しくは登録商標以前より他人の使用する商標と同一又は類似し同一商品に使用せんとするものなるときは其登録を許さざるなり(此の專用年限は二十ヶ年とす)

(二十) 國債と租税及び手数料の性質を略述すへし

答一、國債とは國家の收入を臨時増額せしむる目的を以て政府か人民に對して負ふ處の債務なり故に此債務の目的は國家の收入を増加するに在り而して國債は政府と債權者との間に私法上の關係を生ず私法上の關係なるか故に政府は公債條例を以て債權者に對し利子、辨濟期及び償還の方法を契約するなり

(二)租税とは財政上の收入の爲めに無償にて臣民の資産を強制徴收するを云ふ即ち租税は臣民か憲法上一般に負担する公の義務なりと云ふへし從て國債と異なり國庫と納税者との關係は私法上の權利關係にあらずして法律上當然臣民か國家に對し強制せらるべき服從義務なりとす

(三)手数料とは官府の行爲に對し又は營造物の使用に對して徴收するを云ふ故に手数料は私人の爲めにする官府の行爲に對し當事者より徴收するものとす(一)官府の行爲中には司法上と行政上との行爲に分つことを得即ち民事訴訟又は刑事訴訟及び非訟事件に關して納收し若しくは法律行爲の公證、公認、免許及び特許に對して收めしむる手数料の如し(二)公の營造物の使用に對する手数料とは例へば學校の授業料病院の入院料の如く特に一人に對し便益を與へたる場合に徴收する所の(報酬に等し)料金なり其租税と異なる點は彼にありては無償一般に強制收納せしむるも我にありては官府若しくは營造物に對し其行爲を要する者より特に收納するの差あり

(會計法)

(木科目は文官普通試驗學科中省略する場合多し因て茲には一二事例を示すに止めん蓋し小冊子自ら紙數に制限あるを以て也諸子之を諒せよ)

(一) 會計法に於て仕拂命令の職務と現金出納の事務と相兼ねることを得るや否や理由を付し答ふべし

答、本問は先以て任拂命令と官出納官吏との職務上に於ける性質を解説すれば之を兼ねるの可否自ら瞭然たるを以て左に聊か之を説かん

一、任拂命令官は會計法に従ひ任拂を命令する職務を有し出納官吏は任拂命令官の命令に基き其所屬の現金及び物品を出納する職務を有する者なり
二、兩者各異なる職務を有すること以上の如しとせば任拂を命ずる官吏と出納を掌る者とを同一人に兼ねしむるの甚た危険なるのみならず動もすれば専横に流るゝの懼れあり爲めに財政紊亂の基を來し國家理財の明確を期するの趣旨に背戾すへきや必せり故に會計法に於ては二者之を兼ねることを禁したる所以なり

二) 公示入札と指名入札との利害を評論すへし

答、公示入札は一般の供給者を求むるに在るを以て之に應ずる者も廣く從て多數者の競争を來し入札本然の實を擧るには最も良法手段なるか如し然りと雖又之に伴ふ弊害少なからず即ち身元不確實にして何等の經驗を有せざる投機者輩か競争の結果落札するも往々契約の不履行を生し入札の目的を達する能はず爲めに政府の不利益及び損害を蒙ると尠からず是に於てか指名入札の方法其必要を見るなり蓋し指名入札とは政府が幾多供給者の中より身元の尤も確實にして完全に契約を履行し得へしと

認めたる若干を指定し以て入札せしむるか故に將來多大なる不利益及び損害を生せしめむること少なしと信す

三) 豫備金の種類を説明すへし

答、豫備金の種類に二あり曰く第一豫備金及び第二豫備金之れなり
第一豫備金は避く可らざる豫算以上の支出を補給する者にして一定せられたる見積も實際に於て不足を生ずることなきを保せず故に其必要支辨を爲すを云ふなり第二豫備金とは豫算外に生したる必要の費用に充つへきものにして例へば天災事變等豫知するを得ざる非常臨時の費用に充つるものとす(豫算中には必ず豫備金を設くへきものなり)

四) 出納官吏の職務上の責任如何

答、出納官吏の職務は支拂命令官の命令に依り現金及び其他の物品の出納を取扱ふへき者にして其責任は不可抗力即ち人爲以外の天災事變等に因り損失を來したる場合を除き自己の過失懈怠に出て管掌に係る金錢其他の物品にして紛失毀損したるときは之を辨償すへき責を負ふものとす

五) 過年度支出とは何ぞや

答、凡そ會計法に於ては各年度に決定したる經費の定額を以て他の年度に屬すべき經費に充つることを得ずとの原則を定めたり然るに過年度支出なる者は其年度に決定したる金額を以て既往年度の經費の支拂に充つるものなるか故に以上の原則に對し純然たる例外支出の法なりと云ふへし蓋し此の例外を認めたる唯一の理由は豫算の効力は第三者即ち政府以外の第三者に及ばざるより來るにあり凡そ其年度に起りし支拂事實に對しては其年度内の豫算より支出するを原則とするも或は仕拂の請求なかりし爲め又は會計官吏の過失怠慢に出で其年度以内に仕拂はすして翌年度即ち四月一日以後に至りたりとせんか最早此仕拂は豫算上の原則に従ひ支出すへからざることとなるへし然るに仕拂を要求すへき權利を有する私人債主が仕拂義務を有する政府に對し其仕拂を求めたるにも拘らず既に出納閉鎖後なりとの故を以て其支拂を拒む能はず然とも出納閉鎖の後に於て其當該年度の豫算よりは之を仕拂ふことを得ず於是乎過年度支出の必要を生ず會計法は此例外規定を設けて曰く「過年度に屬する經費の支出を爲すときは現年度各省定額に對して仕拂命令を發す可し」と之れ豫算制度の精神を一貫せんと欲する所以に外ならざるなり

(備考) 解答は總て例示的に過ぎされば豫め試験前會計法規則を熟讀するを要す(但

し以上の例示は嘗て實際問題たりしものなり)

《刑法及刑事訴訟法》

◎注意 本科は裁判所書記受験者に取り殊に必要を感すへき科目なれとも小冊誌自ら紙數に制限あり其欲する悉くを盡し能はざるの點は著者の尤も遺憾とする處なり然れとも編者は爰に注意する處あり爰に巡查看守受験解答を編述するに當り將來本著の缺を補はんか爲め本科目に對し殊に執筆選抜に留意し多少難解程度高尙なりとの讒を省みず異日、本著の公となり其盡し難き點は特に該著を參考せられんことを期し殊更刑法及刑事訴訟法の二科に付て尤も多數の問題を蒐集し其綱要を盡せり蓋し辯新唯一の良參考書を編し諸子の實益を計らんとする苦辛熱誠は容易に諸君の想像し及ふ處にあらざるを疑ふ希くは予輩の編述を以て平凡の書曰く利慾に依り作り出されたる者と誤斷せざらんことを、要するに前書と本著と前著とは恰も車の兩輪の如し徒らに標題命名の「巡查看守受験解答」たる故を以て未だ直に内容實質を無視輕觀せざらんことを需むと同時に須く編者の眞意を了し本書と相俟て對照研究而して諸子の希望を達せられんことを望む一言以て之を盡せば苟くも本著を愛讀せらるゝ諸子は恰も本書の總論たるへき性質の「巡查看守受験解答」を購讀し法律思想の開發を

計り其運用、機術を練習し智能を宏め新能を啓き以て多衆を歴し難問を排し而して月桂冠を優占せられんことを希ふ

今や答案に入るに先ち問題減少の不得已得、理由を辨明し併せて之を補充すへき必要手段を勧誘し聊か編者の誠意を洩し以て小冊誌不備の責を輕ふするのみ諸子之を詰とせよ

一 犯罪とは何ぞや

答、犯罪とは違法有責の行爲なり換言すれば法律に依り罰せらるへき有責の行爲なりと云ふを得へし蓋し主權者か刑法其他の法規に依り豫め命令し又は禁制したる所爲に違背したる故を以て罰せらるへき總ての行爲を犯罪とは解するなり

二 正當防衛權實行の場合を説明すへし

答、凡そ吾人の生命、身體、財産の安全を計り其危害を保全するは國家主權の活動に任せざる可らずと雖抑も亦吾人は其の危難急激にして迫害を被むること尤も直接なる場合には國家威力の保護救済を需むる道あるものに非ず若し夫れ如何なる急激危害を被むる場合にも手を空ふして國家の保護に依て以て自己の迫害を除却せざる可らざるものとせば人生の安全財産の占有は到底望む能はざるなり於是乎法律は

正當防衛權利を吾人に付與することゝしたる也要するに本間權利は非常權なる故に其權利の發生は極めて稀有の場合にして不當急迫の攻撃を被むる自己(若くは他人)の生命身體及び財物の奪取を防ぐか爲めに直ちに犯人を殺傷するも其行爲を罰せざるものなりとす

三 公訴と私訴との區別を説明すへし

答、公訴は犯罪を證明し刑の適用を要求す可く檢事より裁判所に對して爲す處の訴を云ひ私訴とは公訴の原因たる事實に基き被りたる損害即ち私權利の回復を裁判所に對し被害者より加害者に向ひ要求する處の訴なり、凡そ犯罪あれば國家自體は被害者たり何となれば國家は夫れ自體の生存を維持し其安寧秩序を保持する上に於て犯罪人を處罰するの必要を生ず之れ即ち公訴權の發生する所になり従て犯罪あれば必ず公訴權を發生す反之、私訴は犯罪の性質に依り或は發し又は發せざるあり而して犯罪に依り公益を害すると同時に更に一人に損害を被らしむる場合に於て初めて私訴權利の發生を見るものとす要するに公訴は公安、公益を害するに因て起り私訴は公訴に伴ふ處の犯罪か直接原因となりて被害者即ち一人か私法上の權利を侵害せられたる場合に生ずるものなり以上を以て二者性質上の差異と爲すことを得へし

次に其目的上より區分すれば公訴は犯罪を證明し刑の適用にあるも私訴は犯罪により被りたる損害の賠償職物の返還を目的とし民法に従ひ被害者の要求權に屬するものとす従つて下の如き結果を生ず、公訴は被害者の告訴を待て起るものに非ず又は告訴及び私訴の拋棄に因て消滅すべき者に非ず(但法律の特に定めたる場合は此限りにあらず例へば親告罪の如し)苟も犯罪事實と犯人とを基礎とし違法の行爲あれば檢事の起訴する處となるも私訴は基より被害者の自由に訴へ又は拋棄するを得べく或は公訴に附帶して第二審の判決ある迄は何時にも之れを爲すことを得べく而して被告人の免訴又は無罪となりたる場合にも民法に従ひ被害者より私權回復の訴を提起するを妨げざるの差異あり

(四) 告訴と告發との區別如何

答、告訴とは犯罪に依り損害を被りたる者より官に申告するを云ひ告發とは被害者以外の人が犯罪あることを認知し又は之れあることを思料したる者より官に申告するを云ふ

(五) 令狀の種類並に効力を略記せよ

答、第一、令狀の種類 一、召喚狀 二、拘引狀 三、拘留狀之れなり

第二、令狀の効力左の如し

- 一、召喚狀 とは相當裁判所より一定の人に對し一定の時日に一定の場所に出頭すべきことを命ずる書類なり此効力は被告人を即時に訊問し然らざれば遅くも出頭の日を過ぐる能はず
- 二、拘引狀 とは召喚狀の如く出頭すると否とを被告人の自由意思に委ぬる者に非ずして公力に訴えて裁判所に出頭せしむるにあり而して其効力は四十八時間内に訊問せざる可らず従て此時間を經過するときは更に拘引狀を發し然らざれば當然被告人を釋放せざる可らざるなり
- 三、拘留狀 とは被告事件に關する訴訟の完結迄公力を以て被告人の自由を剝奪する裁判所の命令也従て前、一及二の如く短時日にあらず比較的長日月に亘り被告人の逃走罪證の湮滅を防ぎ訴訟の完結を望みたるなり

(六) 控訴と抗告とは如何なる差異ありや

答、控訴とは第一審判決に對し廢毀變更を目的とし上級審に不服の申立を爲すにあり抗告は裁判所又は裁判長の決定に對して爲す所の上訴なり故に私訴は判決に對する上訴にして抗告は決定に對して起すべき不服の上訴なり而して事實及び法律の點に

於て原裁判を攻撃するの點に至りては二者同一なりとす

七) 官吏侮辱罪を設けたる理由如何

答、官吏は自己自然に活動權を有す可き者に非ず必ずや國家の命令・委任權利に依り其威信を保有し以て法令の認る職務を執行するにあり故に官吏の行ふ職務は公權の活動と異なることなし從て官吏は通常臣民と同じからず特別の保護を受くるに非ざれば其職務の遂行を期し難し是れ刑法の所謂官吏侮辱罪なるものを規定した所以なり然りと雖未だ直ちに官吏其者を蔑如したりとの故を以て之を罰すと即斷するは非なり何とふれば官吏として職務を行へ得べき權利を付與したるは國家の權力に因るものふるを以て官吏を侮辱する犯人は要するに國權を侮辱侵害せるに外ならずして其犯人を罰するは國家の權力及其威信を保全せんか爲めに官吏と稱する特別の身分を有する特定人に直接加へたる被害を目的として侮辱者を處斷するものとす

八) 誣告と誹毀との異同を略説すへし

答、其一、其同一なる點は二者共に他人の惡事醜行を摘發するにあり
其二、其異なる點は(一)誣告に在りては不正の事實なくして必ず虚偽たるを要するも誹毀に在りては新聞紙條例に記載したる場合を除く外其虚偽と眞實とを問は

す犯罪を構成す(除外例とは公益に出たりとして事實の確證を得たるときに免責す)
(二)誹毀は他人の惡事を發きて第三者に知らしむるを目的とするも誣告は本來罪なき者又は罪本輕きものに事實を附加して特に重き刑に觸れしめんとする敗徳行爲を罰するにあり要之るに前者は單に人の名譽を毀損するを目的とするも後者は刑罰に觸れしめ他人の名譽を害し尙ほ苦痛を興ふるを以つて目的とするなり(三)誣告は其摘發の方法として又は又は告訴告發人たることを明示して刑に觸るべき人及び其事實を申告するにあるも誹毀に在りては公然の演説、文畫、雜劇等一般摘發の方法か公布に出でたることを要す

九) 大赦と特赦との差異を擧げよ

答、一、大赦は人に對して行ふに非ず事件に對して之を行ふ反之て特赦は人を以て目的とし事件を目的と爲すにあらず
二、大赦は刑と罪と二つなから之を消滅せしむる効力を生ずるも特赦は其刑のみを免し犯罪は依然消滅せしむるものにあらず
三、大赦は裁判の前後を問はず之を行ふも特赦は其裁判確定したる後にあらざれば行ふことを得ず

四、大赦は之と同時に當然復権を得るも特赦を受けたる者は赦状中特に記載なき以上は未だ直に復権を得たりと爲す可らず

五、大赦は國事犯若くは特別の事件にのみ適用せられ特赦は犯罪事件の種類に關せず之を行ふものとす

十 復権の効力如何

答、復権とは犯罪に依り一旦剝奪せられたる公權を回復する所以に非ずして唯將來に向て或る權利を獲得し得るの能力を附與するに過ぎず從て剝奪に依り已に失ひたる位記、勳章、年金の如きは復権と同時に歸復すべきものにあらず異日新たに勳功を立て得べき能力を復活するに外ならざるなり

《民法》

一 人とは何ぞ

答、法律上人と云ふときは二種に區別して解釋せざる可らず即ち廣義の人及狹義の人は是なり蓋し人を以て法律の保護する權利の主體と爲すの結果に外ならず權利の主體たるべき人は單に民法第一編第一章の人のみならず第二章の法人をも包含するなり

從て廣義の人と云へば法人及自然人二つなから是を稱せざるべからず而して狹義の人と云へば單に自然人即ち吾人々類のみを指稱す要するに人は法律の保護に依り權利の主體たり得べき廣義の人と狹義の人とを云ひ普通に尙ほ人と云ふときは單に民法第一編第一章に所謂狹義の人のみを指稱するなり即ち社會に出生したる吾人は總て此人たることを得るものとす

二 私權の意義如何

答、凡そ權利に二種あり公權、私權是れなり公權（國家と一箇人又は國家と官府との關係を云ふ）は公法是を規定し私權（吾人相互の關係を云ふ）は私法之を規定す而して吾人は普通に私法（民法）の保護に依りて其利益の主張を完全に認めらる今其定義を示せば左の如し

定義、私權とは個人と個人との相互關係に於て有する利益にして法律殊に私法（民法、商法）の保護によりて要求し得べき權利なり

三 能力とは何ぞや

答、能力とは法律上認めらるべき人の適格を云ふ換言すれば人か法律上有効に權利を享有し（權利能力）又は權利を行使（行爲能力）し得べき適當なる資格を云ふなり然

れとも民法上能力と云ふときは通常権利能力を指さずして單に行爲能力のみを云ふなり

權利の能力に付ては民法は總則第一章第一節私權の享有と稱し權利行爲の能力は之を同第二節に所謂能力と題して總ての場合を規定したり故に本問に所謂能力とは人か法律上有効に權利を行使し得べき資格を云ふなり

凡そ人か民法上完全に權利を行使し得べき資格得有の時期は吾人か滿二十年に達せし時なりとす(民法第三條)之を稱して能力者と云ふなり(無能力者即ち能力を有せざる者は未成年者、禁治産者、準禁治産者並に妻等なりとす此他特別の場合に無能力者たるなき能はず)

(四) 法人の性質を説明すへし

答、法人とは人(狹義の)以外の者を法律の擬制に因て權利義務の主體と認むるを云ふなり換言せば人に非ざるものをも尙人と同様に見做し權利の主體たるべき資格ありと認め保護すべき性質のものを云ふ即ち法人は法律か作れる人の所以にして法律の權力に依りて創設せられたる權利の主體に外ならず換言すれば人類の集合體及財産の集合體に法律か其權力を以て人格者たるべき權利を與ひたるものなり故に法律の

擬制に依り人格を與へたるものを法人と云ふなり民法上法人とは蓋し此意義に外ならず然れとも法人を區別するときは公法人及私法人の二種となすを得、公法人とは國家、市町村、公の營造物等總て之に屬す而して此等は支配すべき法規を異にし行政法の定むる處に従ふものとす私法人とは即ち公益又は營利を目的とする私の業務を營むものを云ふなり更に之を區別して社團法人と財團法人の二種となすことを得、社團法人とは共同の目的を以て集合したる自然人より成立する法人にして其目的或は公益に出るあり又は營利の爲めにするもあり營利的社團法人即ち會社は之を民事と商事の二者に分つことを得る財團法人とは一定の目的の爲めに供せられたる無主財産の集合體より成立する處の法人を云ふなり而して財團法人は一般公益的の法人のみなりとす例へば寄附行爲を以て學校又は病院を設立したる金錢土地等か自ら人格者として法律上權利の主體たるか如し

五) 物とは何ぞ

答、古來物には廣狹二義あり廣義に於ては有形物の外尙ほ權利及義務を包含せしむ而して我か法制上舊法典は廣義を取りしか改正民法に於ては狹義の物即ち單に有體物のみを指稱し無體物即ち權利は之を認めず然らば民法上所謂有體物とは如何なる性

質を有する物なりや曰く物とは吾人の觸官に抵抗を感ず可き人類以外の一部份にして人の自由に利用し得べき獨立の存在を云ふなり

六) 法律行為の性質を説明すへし

答、法律行為とは私法上の効果を生ぜしめんとする意思表示なり換言せば法律上當然或効果を生ぜしめんとする意思の發現に外らず法律は意思の表示したる希望に従ひ法律上効果の發生するを許すなり故に法律行為に必要にして缺く可らざる條件は意思にあり吾人の意思に依らずして法律上の効果を生ぜしむ可きものは直ちに法律行為なりと云ふ能はず第二の條件として意思表示の希望すへき効果か私法上の效力の發生にあるときは之を法律行為となすにあり私法的法律關係の發生を目的とせざる場合に於ては法律行為なりと云ふ能はざるなり
國家又は行政官廳の命令處分の如きは同じく國家の意思表示なりとするも是れ私法上の効果を生ぜしむる目的にあらざるか故に法律行為と云ふことを得ず反之等しく國家の意思表示なりと雖も私法上の効果を目的とするときは共に法律行為たることを妨げざるなり而して茲に私法上の効果とは權利の得喪、移轉、變更及消滅等を來す可き行為を目的とする意思表示に外ならざるなり

七) 虚偽又は錯誤と詐欺又は強迫か法律行為の效力に及ぼす影響如何

答、凡そ法律行為は意思表示あるを要す而して意思と表示とは互に一致するを要す即ち眞の意思と任意の表示とは符合することを必要とす是れ法律か意思を決定する能力なきものゝ爲したる意思表示を無効としたる所以なり若夫れ法律行為か此緊要なる原則即ち意思と表示の一致に反する原因あるときは法律は其眞意に出ざる目的を保護せしめて完全なる法律上の効果を與ひざるを本則とす蓋し公益上至當の理と云ふへし故に我民法も亦此法理を採用したり第一虚偽の場合には是れ故意に意思と表示の不一致を生したるものなり此虚偽の表示に對しては民法第九十四條は其效力を當事者間に限り無効とし其無効は善意の第三者に對することを得ずと爲したり第二錯誤に依る意思表示は當事者間不慮に不一致を生する場合を云ふなり此時は眞意と表示とは互に齟齬し尙契約者間實際は意思の合致ふかりしと同一なり是れ法律行為の効果を生ずるに必要な要件と相容ざる意思表示なり故に全然無効とするを至當とし民法は九十五條に之を規定せり次に第三の詐欺と強迫の場合に於ては意思表示に自由を欲きたるものにして詐欺とは故意に眞實を虚示し相手方をして錯誤に陥らし

め不正に意思を決定せしむるものを云ふ又強迫とは他人をして畏怖を生せしめ其畏怖に依て意思を決定表示せしむるの意思を以て不正なる害悪の通知をなし現に其結果の生ずるを云ふなり

以上二箇の原因により眞意に非る意思表示をなしたるものも亦前述の必要條件に反し意思表示の有効なる一條件即ち任意を缺くか故に之を以て完全なる効果を發生せしむ可き理なきか故に寧ろ是れに取消し得可き效力を與ふるを便宜なりとす民法第九十六條は此法理を採用せり然れども善意の第三者に對抗し得る取消權に至りては二者同一ならず即ち強迫の場合には取消を第三者にも及ぼすことを得ると雖詐欺の場合には之を及ぼすことを得ざるものとす

(八) 隔地者間に於ける意思表示は何時より效力を發生すへきや

答、古來意思表示の效力を生ずる時期に關しては種々の學說を有し各國の法制又一ならず然れども今我國の民法は本問に付て其第九十七條を以て是か原則を定めたり蓋し意思表示は相手方に表意者の意思を知らしめたるときは即ち相手方に於て表意者の意思を知了したるときに其效力を生せしむるを正當なりとし通知の相手方に到達

したるときを以て効力を生ず可きものと爲せり換言せば學說に所謂受信主義を採用せるものと云ふ可し蓋し相手方の之れを知了するを以て必要なりと爲すときは恰も意思表示に關する學說中所謂了知主義を取れるか如く考ふるものある可も未だ直に其主義に據りたりと云ふ可らず要言せば本法は通常相手方に通知が到達したる時を以て直に之を知したるものと推定するを正當となす可き見解に基き到達により可成速かに効力を與んとせし結果に外ならざるなり之れ受信主義を採用したりと云ふ所以なりとす

九 代理の意義を問ふ

答、代理は大別して二種となすことを得へし曰く間接代理、直接代理之れなり然れども普通法理上代理と云ふときは直接代理のみを指稱するものとす

(定義)代理とは他人の爲め直接に法律上の効果を生せしむるを目的として爲す處の或人の意思表示なりとす今左に簡單に説明すへし代理とは或人即ち代理人か他人即ち本人の爲め直接に法律上の効果を生せしむるを目的として爲す處の法律關係に外ならず換言せば代理人として有効に本人の爲めに意思を表示し得可き能力を稱して代理權と云ふ此權利を代理人か有するの結果代理人自己の意思を表示することか直

接本人に對して効力を及ぼすべきものなり故に代理は其行爲か直接に本人の利害に關して効果を生ず可き代理人の意思表示に外ならざるなり

十) 代理と委任とは如何なる差異ありや

答、代理人は本人の名に於て法律行爲をなし且つ直接に本人の利害に付て効果を發生せしめ得べき法律上の權律あること前問解答の如し此利權を本人か他人即ち代理人に與ふることを稱して授權と云ふ此授權と委任と異なるにより所謂代理と委任とを區別せざる可らざる必要を生ずるなり蓋し委任は契約の一種にして當事者間即ち本人と代理人(他人)との間に法律關係を生じ代理人か其本人の爲めに或行爲を爲す可き義務を負ふに過ぎずと雖も授利は單獨行爲にして其之を受けたるものに法律上特別の地位を與へ以て他人(本人)の爲めに法律行爲をなすの權能を得るなり換言すれば授權即ち代理權は本人の爲めに本人の名を以て他人(代理人)か一の法律行爲を爲すを目的とし其行爲か直接に本人と相手方(本人の爲めに代理人かなす行爲の相手)との間に法律上の効果を惹起せしむるに必要なる權利を與ふることを云ひ委任とは本人と代理人との間に於てのみ法律上の關係を生ぜしむる爲め當事者間になす處の一の契約なり要之に代理人に委任あれば本人に對し或る特定の行爲を爲さざる可ら

ざる義務を負担すべき結果を生ずるによりて二者區別せらるべきなり

十一) 條件の性質を問ふ

答、意思表示の法律上の効力は條件を附して制限することを得、條件に二種あり一は停止と云ひ他を解除と云ふ而して條件と云ふは一種の意思表示なり反對の意思表示を以て主たる法律行爲を制限するなり故に條件は法律行爲に附帶せる意思表示なりと云ふことを得可し此意思表示は以て法律行爲の効力を制限することを得、而して法律上所謂條件たるものは不確定なる事實の發生を目的として附款するもならざる可らず換言すれば條件たる可き事實は實際上又は性質上兩つなから其發生か不確定なる場合を目的とするに非されば之を附することを許さざるなり之を條件の性質となす而して條件の種類を更に説明すれば左の如し

- (一) 停止條件とは其成就に依りて法律行爲の効力を發生せしむるものなり
- (二) 解除條件とは其成就に依りて法律行爲の効力を消滅せしむるものなり

十二) 何をか時効と云ふや

答、時効とは時の経過に因て或權利を取得し又は消滅せしむる方法を云ふ前者を取得時効と云ひ後者を消滅時効と云ふなり而して其理由に至りては古來學說種々あり或

は永年占有するにより権利の正當なる取得原因ありと推定し又權利者と雖永年の不行使より權利の正當なる消滅原因ありとの理由に基くと主張するものあれとも我が民法の取る主義は之と異なり時効は權利取得又は消滅の直接原因即ち一種の得權事實及表權事實なりと爲す主義に従ひ定められたるなり而して時効に二種あり取得時効及消滅時効是なり。

十三 物權の性質を説明す可し

答、物權とは直接に物の上に支配の全權を有し一般の人に對抗することを得可き私權を云ふなり

物權たる權利は普通有する私權にして特定人間の行爲關係に非す且つ之を有するものは世界何人に對しても主張することを得可き權利にして對世權とも稱し直接に物即ち民法上有體物の上に行はるゝ總ての權利を云ふ而して此法律は法律の保護に依りて始めて主張することを得可き權利なりとす

十四 時効中斷の性質及原因を問ふ

答、時効の中斷とは法律に定めたる原因により其原因發生前に經過せる時効をして全く死せしめ中斷を生じたるるときより新に全期間の進行を始む可きものにして原因に

は(一)請求(二)差押、假差押及假處分(三)承諾等の各種あるものとす

十五 何人が時効中斷の効力を受く可きや

答、法定上の時効中斷は相對的なり從て其結果として効力も亦相對的なるを原則とす即ち(1)當事者、換言せば中斷の行爲をなしたる者及之を受けたるもの(2)承繼人即ち相繼人又は時効の目的たる權利を讓受けたる者(3)物を買主、抵當權者、債權讓受人の承繼人等に對して皆中斷の効力を有するものとす

十六 所有權の性質を問ふ

答、所有權とは物の上に行はるゝ總ての支配權を云ふ總ての支配權とは法令の認むる範圍内に於て物に付き有する完全なる權利を云ふなり從て所有權を有する者は(1)當然其所有物を使用し用法に應じて自由に自己の希望に満足を與ひしむるを得るなり次に(2)物を收益する權利を有す蓋し物より生ずる收益と云ふときは天然の果實(樹木より生ずる果實)又は法定の果實(貸金の利子の如き)を合せ之を自己の有と爲すことを得る權利なり次に(3)物を自由に處分することを得る權利なり即ち其所有物を破壊し消滅し變更し又は第三者に移轉し得る行爲を爲し得るか如し以上三箇の權利の如きは所有權當然の作用にして又以て法律が各種の權利を完全に保護し所有者の

權利即ち支配權に満足を與ふるを知るへし

十七 共有權の性質を問ふ

答、共有權の性質に付ては古來學說二あり第一は其目的物の分割主義にして第二は權利分割主義之れなり前者は目的物の事實上の分轄にして後者は所有權即ち無形的の分割なりとす我民法は第二の權利分轄主義を採れり
抑も一人の占有する所有權と共有者の一人か有する所有權とは其性質に於ては全く差異を有せず孰れも物の上に總ての支配權利を行ふことを得るなり蓋し共有の場合に於ては所有權一人の主體に屬せずして數人に分屬するの差ありと雖各共有者は即ち其物に付所有權を有するを以て當然物に付ての管轄的支配權を有するものとす故に新民法第二百四十九條に於て亦此原理を認め共有者の各自は其共有物の全部に付き各持分に應じて使用する權利あるを許せり而して持分に應じ共有物の全部を使用するとは即ち唯一箇の所有權を數人か有する故を以て各共有者は其權利を行使するに當り共有者相互の利益を量り各自の權衡を均一ならしめんか爲め勢ひ設けたる制限にして又當然の方法なりと云はざる可らず要之に共有權なるものは所有權の範圍を分轄するものにして目的物其物の有形的分轄には非ざるなり

十八 地上權とは何ぞ

答、地上權とは他人の所有に屬する土地を占有し使用することを得べき權利を云ふものにして其使用の目的は他人の土地の上に工作又は竹木等を栽植し以て之を自己の所有となし占有する處の權利にして土地と其地上物の所有者の相互相異なる人と人との間に設定せらるる權利なりとす蓋し我民法は古來我國の慣習を採り地上權を以て一種の借地權利なりとする主義に依りたるなり

十九 地役權の性質如何

答、地役權は役權の一種なるを以て先づ役權の何者たるを説かさる可らず即ち役權とは並物上權の一種にして一定の土地又は一定の人の爲めに他人の所有物を使用する權利なりとす他物上權には役權の外抵當權、質權、地上權、永小作權等種々あり今役權の性質を明にするには三箇に區別し説明するを可とす(一)役權は使用權なり(二)役權は物權の一種なり物に對する直接の支配の權なり(三)役權は他物上權の一種なりとす故に役權は他人の所有物の上のみ存在する權利なり
以上大要役權の性質を明かにせり進て地役權を説明せん抑も地役權は前述の如く役權の一種にして一の土地の便益の爲めに他人に屬する土地を使用する物權なりとす

從て(一)地役權は二箇の土地あるを必要とす承役地即ち地役により使用せらるゝ土地及要役地即ち地役權によりて使用せらるゝ土地あること之れなり(二)地役權は土地の上のみに有する役權なり(三)地役權は一定の土地の便益の爲め設けたる役權なること即ち是れなり

廿 留置權の性質及効力を問ふ

答、留置權とは何ぞや曰く物權の一種にして他人の物の占有者か其物に關して有する債權の辨濟を受くる迄其物を占有する(留置)權利を云ふなり今此物權を分析すれば

- (一)他人の物を占有すること
 - (二)其占有したる物の上に債權を有すること
 - (三)債務か辨濟期に到達したること
- 是れなり其効果は左の如し

- (一)留置權者は其債權全額の辨濟を受くる迄は之を留置することを得
- (二)留置權者は其物の占有中に生じたる法定又は天然の果實を收取することを得
- (三)留置權者は其果實に付き先づ債權の利息に充當せしめ其餘りある場合に初めて元本に充當せしむるものとす

廿一 質權とは何ぞや

答、質權は物權の一種にして所謂債權に從たる權利なりとす換言すれば債權の擔保に供する者なり故に債權か適當なる時期に支拂はれざる時に當て其目的たる物權に付て満足なる辨濟を求め得る處の權利なりとす故に苟も財産權の目的物たることを得可きものは總て質權の目的たることを得るなり要するに質權は債權の擔保の一種にして債權に從たる物權なれば必ず一定の主たる債權存在し是れに附隨して發生し之と共に消滅す可きものなりとす

廿二 抵當權の性質及留置權と異なる處を述へよ

答、抵當權は物權の一種にして法律又は人爲によりて他の債權者に優先し義務の辨濟を受くる目的を以て他人の占有する不動産上に存する權利なりとす故に直接に物の上に行はれ且凡ての人に對抗し追及することを得可き優先の權利にして物權即ち對世權の一般性質を具備するものとす次に抵當は留置權と異なり他人の占有に屬する不動産を賣却して其代金を以て辨濟を受け他の債權者に優先する權利を有す即ち抵當權者は不動産の代價に對して行はれ且つ之を目的として行はるるか故に敢て抵當權者自身に對し其物を占有することを必要とせず反之留置權は先づ其留置物より生ずる果實を收めて其元本又は利息に充當せしむるを目的とするか故に主として留置

権者に於て留置物を占有するにあらずんば其権利を有することを得ざるなり

(廿三) 抵當不動産の第三取得者か抵當権の實行を免かる

へき場合を説明す可し

答、凡そ抵當権の効力を免るゝ方法三あり辨濟、滌除及競賣是れなり
然れども競賣は寧ろ抵當権實行の最終の方法にして第三取得者か辨濟又は滌除をなすときは當然抵當不動産に對し競賣を實行し以て抵當権の消滅を來すへき順序なるに依り茲には單に辨濟及滌除に付て説明を加へんと欲す
第一、辨濟、抑も抵當権は物權なるを以て抵當権の設定後に其物の所有權又は其他の物權を取得したる者は已に其物に付抵當権に對する丈け減少せられたる權利を取得したるものにして從て第三、取得者か自己の權利を其不動産上に行ふと同時に抵當権者も亦自己の權利を其不動産上に行ふことを得而て抵當権者の權利は第三取得者の權利に優先するを以て遂に第三取得者の權利を盡餅に歸せしむるに至る故に第三取得者は自己の權利を保存するか爲めに低當権者に辨濟をなし以て抵當権の効力を免れしむることを得るものとせり而して辨濟には債務自身の辨濟を爲し抵當権を消滅する場合と抵當不動産上の權利を第三者か取得するに要す可き代價を抵當権者

に支拂ふて其實行を免るゝことを得へき二個の場合あり

第二、滌除…とは第三所持者に與ひたる特權にして其一定の要件を踐み以て抵當権を消滅せしむることを云ふ即ち滌除は抵當不動産の第三所持者か其不動産上の負擔を免れんか爲め法律の定めたる條件に從ひ不動産の價額を供提するに在り而して第三所持者とは何ぞや曰く抵當不動産上に新に所有權、地上權及び永小作權を得たる第三者を云ふものなり

(廿四) 抵當権の滌除をなすことを得ざる者は誰ぞ

答、滌除をなすことを得ざるものは誰ぞ曰く主たる債務者曰く保證人及是等の一般の承繼人曰く停止條件附第三取得者は其條件の成否未定の間は尙當抵當権の滌除をなすことを得ざるなり蓋し此等の者は法律上自ら主たる債務を負ふへき責任を有し且つ之れか爲めに抵當権の負擔者とふる者なり故に此等のものは其主たる債務を履行すること即ち辨濟に依りて抵當の義務を免るゝ外他に途なきを以て滌除權を認むることを得ざるや勿論なりと云ふ可し次に第三者か抵當不動産に付完全(無條件)に所有權、地上權及永小作權等を得る能はすして條件付權利者即ち停止條件附第三取得者なるときは未だ直に抵當権を滌除せしめ得可きものに非ず何となれば此場合に於て

は其條件の到來に因りて始めて確定したる權利者となるを以て其條件到來の場合にのみ始めて滌除權を實行し得るも其條件成就未定の間は滌除權なきものとす

廿五 債權の性質を問ふ

答、債權は他人をして通常人が爲さざるの自由を有する行爲を爲さしめ又は爲し得べきの自由を有する行爲を爲さしめざるの權利なり故に債權は他人の權利を羈束し又は他人の行爲に對する權利なりと云ふへし而して債權に依て要求せらるる行爲は特定の行爲ならざる可らず法律は特定の人に對し特定の行爲を要求し又は制限する人の行爲を保護すと雖も無制限に人の自由を拘束するに至りては遂に人格を喪失せしむるに至る可きを以て斯の如きは債權の目的と成すを許さざるなり要するに債權とは特定の人に對し特定の行爲又は不行爲を要求する權利ありと云ふを得可し

廿六 債權の目的は金錢上の價值あるを必要とするか

答、本問は由來學理上及立法上一大問題に屬す我が民法は債權の目的たるには財産上の利益即ち金錢に見積るとを得可きものたるを要せざるの規定を爲せり然れども從來の學者は概れ皆債權の目的たるには金錢上の價額を有するものならざる可らずと主張せり是れ蓋し其論據とする處は債權を設定する目的たる行爲は財産を供與する

に因りて成立すとの羅馬法典に依りたる結果に外ならず是れ抑も債權の性質を誤解したるに出するものにして素より探るに足らざるなり近世學者大に是を非難し法律は總ての場合に於て獨り金錢を得んことを欲望して常に金錢上の價值を有するものにあらざれば其行爲を保護せざるか如き規定を設定す可き者に非ず社會の進歩文運の發達に應じ人事の關係愈々複雑となり物質的利益の外精神上の利益を以て尙取引の目的となすことあり従て法律も亦之に保護を與ひざる可らざるか如き必要を感ずるに至れり是れ我が民法が債權の目的は必ずしも金錢に見積り得可からざるものと雖尙ほ之を目的となすことを得ると規定したる所以なり

廿七 債務履行遲滯の効果を擧げよ

答、一債務者は債務履行を遲滯したる爲め債權者に蒙らしめたる損害の責任を任す(例へば金錢支拂を遲滯したるときは其時より利息に相當する損害を支拂ふか如し)
二債務者が義務の履行を遲滯せるときは債權者は一定の期限内に履行す可き旨を催告し是に應ぜざるときは債權者は契約の解除をなすことを得ること
三債務者が義務の本旨に従ひ履行せざるときは債權者は其履行を拒絶して代りに損害賠償を要求することを得

(四) 不可抗力により給付の目的物が消滅し又は毀損を生じたる場合に於ても債務者は其責に任せざる可らざるなり但し設令債務者にして履行期限に於て引渡をなしたりとするも尙其物の毀損し又は滅失を免る可らざるものなりしときは其損害たる致て債務者の遅滞に基く唯一の原因に屬するものと云ふ能はず故に債務者は其責に任す可きものに非ざるなり

(廿八) 不可分債權の性質を問ふ

答、不可分債權には性質上の不可分と當事者の意思による不可分との二種あり(一)性質上の不可分債權とは債務の目的たる給付に可分なるものあり不可分なるものあり給付の可分又は不可分なるに従ひ債務も亦可分となり又は不可分となるなり而して第一の場合に債務の目的たる給付が不可分たる可き場合を云ふに外ならず(二)當事者の意思による不可分債權とは債務の給付が性質上分つことを得るも當事者の意思によりて一分の履行を許さざる場合に於ては當事者の意思による不可分債權を生ずるなり蓋し目的の性質自身か不可分債權なる場合は給付其物の性質か不可分のものとなり當事者の意思による不可分債權は當事者の意思により履行を不可分とするものなり然り而して以上第一第二の場合に於て債權者數人あるときは債權者中の一人は他

の總債權者の利益の爲め債務者に對し債權の履行を請求することを得るものなりとす

(廿九) 連帶債務の意義を問ふ

答、連帶債務は本來履行の請求を容易ならしめ以て債權者をして債務者の無資力なる爲めに生ずること有る可き損失を避けしむるを以て目的と爲すものなるか故に總債權者に對し履行を請求することを得るは勿論債務者の一人に對しても亦全部の請求を爲すことを得るものとす從て各債務者は獨立して其債務の全部を辨濟せざる可らざる義務あるものとす故に其債務は各數人の債務者を同時に被告として全部を請求することを得可く或は數人の債務者中孰れの一人に對しても其全部履行を請求することを得可く更に順次他の債務者を訴求することを得べく或は其一部宛を數人の債務者に對して請求するも素より債權者の自由權利なりとす

(卅) 保證債務の性質及責任の範圍を問ふ

答、保證なるものは債務者か其債務を履行せざる場合に於て債務者に代て義務を履行す可きことを債權者に對して諾約する處の契約なりとす故に保證債務は純然たる擔保義務にして所謂對人擔保なりとす次に保證人は如何なる義務即ち責任を債權者に

對して負ふべきやと云ふに元來保證は前述の如く主たる債務に従たる負擔なるか故に素より普通の場合に於ては債務者か其債務を履行せざる場合に於て責を負ふものなり然れども亦保證義務か保證契約に依つて定められたるときは其の範圍内に於て責に任するを原則とす而して一定の契約なきとき即ち特約なき場合は如何と云ふに本來保證は従たる債務なれども亦之れ一個の債務に外ならず從て保證人若し其保證債務を履行せざるに於ては債權者は是に對して損害賠償を請求することを得べく而て其性質當然の結果として保證は其主たる債務に關して生ず可き利息違約金、損害賠償及其債務に附從して發生したる費用（債務履行の請求より生ぜしめたる訟訴費用）等も負擔す可き責任あること當然なりとす

卅一 債權消滅の原因如何

答、債權の消滅原因は總則に規定するもの、外濟辨、相殺、更改、免除、及混同の五種あるを通常とす

- (一) 辨濟とは債務の本旨に適應したる債務者又は第三者か履行を終るを云ふなり
- (二) 相殺とは辨濟の便法にして二人相互に債權者と爲りたるに因り一定條件又は區別に従ひ双方の債權か消滅するを云ふなり

- (三) 更改とは舊債務の存在を消滅せしむる目的を以て新債務を發生せしむる契約を云
- (四) 免除とは無償にて債權を拋棄することを云ふなり故に免除は債權者一方の自由意思を以て其効力を生ずることを得るなり
- (五) 混同とは債權者と債務者との資格か同一人の一身に歸集したる場合、換言せば兩立す可らざる二個の資格の一身に集中するを云ふなり是等の場合は素より自己に對して權利を主張すること能はざるを以て此等の權利は全く之を實行することを得ずして止むに至る可き結果を生ずるを以てなり

卅二 第三者の爲したる債務辨濟は有効なりや

答、凡そ債務の辨濟は必しも債務者自ら之れを爲すことを要せず第三者か是に代りて辨濟するも敢て無効となることなし然れども本來より云ときは勿論債務の辨濟は債務者に於て是を爲すを本則とすと雖是れか爲めに第三者か債務を辨濟することを禁す可き理由なし如何となれば第三者か債務を辨濟するも債權者は爲めに何等の損失を蒙ることなきか故に債權者と雖第三者の辨濟を拒む可き事由あるなし又債務者と雖も一時辨濟を爲すことを得ざる場合に第三者か代て辨濟し改めて第三者の債務者となるも何等の故障損失あることなしこれ第三者の辨濟を以て有効のものとする所

以なり之れ但し一般の場合ふるを以て若し當事者間に之を許さるる合意あるときは其意思に反し第三者の辨濟を認むる能はざるは當然なりとす

卅三 契約の効力を問ふ

答、契約の効力とは或は債権を創設し移轉し變更、消滅せしめ若くは物權を創設、移轉變更、消滅せしめ或時は身分上の法律關係を創設變更せしむるに在りて各其場合により異ならざるを得ずと雖も要するに契約の効力と云ふときは私法上の効果を主として發生せしむるを目的とする行爲なりとす故に當事者如何に意思合致したる行爲を締結することあるも私法の保護せざる別種の合意即ち刑事上の犯罪行爲を約束するか如きことあるも是を以て契約として法律の保護す可きものに非ざるなり

卅四 事務管理の性質を問ふ

答、事務管理とは他人の爲めに他人の事務を管理するものにして本來義務的關係を有せざる者か是を始め而して他人の意思に反せざる行爲を爲すものを云ふなり故に事務管理は他人の事務を管理したる事實の存するを必要とすると同時に管理者は常に善意を以て其本人の利益の爲めに爲すを旨とするか故に管理人自己の意に反することあるも其本人の意思に反せざる善良なる意思を有することを要す

卅五 無効の行爲と取消得可き行爲との差異如何

答、無効の行爲とは法律上の要件に適合せざる爲め其行爲の目的としたる效果を生ずること能はざりし場合を云ふ故に其行爲は恰も初めより存在せざるものとなるなり従て無効の行爲の結果義務を負ひたるときは履行するを要せず又已に履行したるときは取戻すことを得るなり次に取消得可き行爲とは本來真正有効に成立したる法律行爲ふれとも而も瑕疵あるに由り其行爲の取消し得可き場合を云ふなり而して無効の行爲は單に當事者及其承繼人のみならず凡て其行爲に關し利害を有する者は何人と雖是を主張するとを得るなり反之、取消得可き行爲を法律か認めたるは元來瑕疵ある行爲をふしたる者を保護せんか爲めに外ならざるを以て取消權を行ふ者は無能力者若くは瑕疵ある意思表示をたしたるもの及び其代理人、承繼人に限る者として而して妻の爲したる法律行爲に付ては其夫より取消すことを得るなり次に無効の行爲は初めより効力なきか故に法令追認あるも直に有効と爲す能はず唯新ふる行爲を爲したるものと同に見做すなり取消を得べき行爲は之を追認すれば直に取消權を拋棄したることとなり其行爲も亦有效の者と見做すなり

〔民事訴訟法〕

一) 訴訟法の目的と訴訟の目的との區別如何

答、訴訟法の目的は私法の保護にあり訴訟の目的は権利保護の請求にあり然れども此れ直接の目的なるか故に間接には基より何れも権利の保護ならざるはなきなり何となれば法律の目的即ち私法の目的を達するときは自ら當事者の権利は保護せらるゝに至る可きを以て也蓋し二者の差異は細微なりと雖全く之れ無きに非るなり

二) 司法権の獨立とは何とぞや

答「憲法第五十七條に曰く司法権は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ」と是れ蓋し君主は裁判官を任命し裁判所は君主の名に於て裁判を宣告し不頼の裁判所をして専ら法律に依從し行政權と獨立に是を施行せしむ故に行政權に對して司法權は獨立なりと云ふなり要するに裁判所か司法權を行ふは天皇の命する所にして施行上行政官の監督及訓令又は解釋の牽制を受くることなく獨立の權力を有するの意に外ならざるなり

三) 何をか管轄と云ふや

答、管轄とは裁判所か法律の定めたる訴訟事件を取扱ひ之を完結するの權を言ふ換言

せば裁判所か各自其裁判權の下に於て管轄權限を有する範圍を云ふり故に訴を提起するには先づ原告は其事件を管轄する所の裁判所に出訴せざる可らず漫に自己の意に任せて非管轄裁判所に訴を起し訴訟を終了せしめ得る權利なきなり而して此管轄には三個の區別あり即ち(一)法律上の規定に屬する管轄(二)管轄裁判所の指定に屬する管轄(三)當事者の合意に屬する管轄是れなり第一は法律を以て一定したる所の管轄にして之を別ちて事物の管轄及土地の管轄の二と爲すことを得るなり第二は一般事物の管轄及土地の管轄に付き法律の規定に則り管轄を定むること能はざる場合に於て適當の申請あるときは各同等なる裁判所を合せて之を管轄する直近上級の裁判所決定を以て何れの裁判所か裁判をなす可やを定むるを云ふなり第三の場合とは當事者即ち原告及被告か第一審の訴訟を爲すに當り其事物の管轄と土地の管轄とに係らず即ち原告意を以て其欲する所の裁判所を管轄裁判所と爲すことを得るを云ふなり

四) 訴訟當事者たる能力と訴訟能力との性質を述へよ

答、訴訟當事者とは實體的權利關係の主體たることを得るものを云ふなり故に此實體的主體にして訴訟の當事者となり訴の原告者たることを得又は被告たることを得

るものは總て是を訴訟當事者と云ふを得可きなり當事者たる能力とは私法上權利及義務の主體たることを得可き能力是れなり而して何人か此權利義務の主體たる能力を有す可きやは實體法の定むる處に因りて定めざる可らざるなり（實體法上の權義の主體は民法上の問題に付き詳述せり故に略す）次に訴訟能力とは自ら訴訟行爲を爲し又は自己の任意に選定せる訴訟代理人若くは其他の者をして訴訟を爲さしむる能力を云ふなり當事者たる能力と訴訟能力との差異は當事者は單に訴訟の主體たる能力あるに過ぎずして自ら有效に訴訟行爲を爲すことを得ざるものなり訴訟能力とは當事者たる能力の外、尙自ら訴訟行爲を爲し得る能力あるに在り自ら訴訟をなすとは自身出廷して辨論其他の行爲を爲すの外訴訟代理人を選任し代理人を委任し之をして自己の爲めに訴訟を爲さしむることを得るを云ふなり

五 訴訟代理人は如何なる權限を有するか

答、訴訟代理なるものは性質上原則として代理權の無制限なる主義を可とするも未だ直に如何なる場合に於ても本人の爲し得る事項と同一の範圍ならざる可らずと云能はず故に多少の制限あるを常則とす今即ち訴訟代理人の權限と云ふは苟も代理す可

き事件に對しては總の訴訟行爲は勿論反訴、主參加訴訟、故障、假差押若は假處分、強制執行より生ずる訴訟行爲又は相手方より辨濟する費用の領收等を爲し得る權限は常に代理することを得るなり之れを普通委任より生ずる權利と云ふ然とも控訴、上告及再審を求め他に代人を任し和解をなし訴訟物を拋棄し又は相手方より主張したる請求を認諾する等の行爲を爲すに付ては特に其權限事項を明かにし特別の委任あるに非れば是を行ふの權を有せず是を稱して特別委任と云ふ從て本問即ち單に代理人の訴訟行爲の權限と云ふときは基より第一の普通委任の範圍に於て行使し得可き權限のみなりと斷定せざる可らず

六 檢事か訴訟に關し意見を述ふる爲め口頭辨論に立合ふ可き場合如何

答、第一、公の法人に關する訴訟、第二、婚姻に關する訴訟、第三、夫婦間の財産に關する訴訟、第四、親子若くは養親子其他凡て人の分限に關する訴訟、第五、無能力者に關する訴訟、第六、養料に關する訴訟、第七、失踪者及相續人欠缺の遺産に關する訴訟第九、再審等とす

七 共同訴訟の要件如何

答、共同訴訟を許す場合は三種に區別することを得即ち第一、當事者の行爲に因て生ずるもの此の場合を又(1)權利共通又は義務共通の場合(訴訟の目的物に付共同訴訟人間に權利若しくは義務の共同なることを意味するもの即ち共同不可分又は連帶の權義を總稱するものなり)次に(2)請求又は義務が同一なる事實上又は法律上の原因に基く場合即ち其請求若しくは義務の基本たる事實上の原因及法律上の原因の同一なること及び(3)請求又は義務が性質に於て同種類なる事實上及法律上の原因に基く場合即ち事實上及法律上の原因が性質に於て同種類なるときに於て是を共同訴訟と爲すことを得るなり以上三個の場合は會社、組合等より社員又は組合員に對する訴の場合等に適用せらるるものとす第二、裁判官の行爲に因りて生ずるもの即ち同一の人又は別異の人の數箇の訴訟にして同一裁判所に繫屬し而して其目的物たる請求か元來一個の訴に於て主張し得可きとき裁判所か其自由行爲即ち職權を以て訴の併合を命ずる場合なりとす

八 權利拘束の性質及效力如何

答、適法なる訴の提起あるとき裁判所は直に訴狀を被告に送達す即ち此送達によりて民事訴訟法に所謂權利の拘束を生ず(民訴第一九五條參照)權利拘束とは訴訟の目的

たる係争事實か法律上訴訟物と爲りて當事者(原告及被告)間に齟齬せらるゝを謂ふ今此の效力を左の三個に區別して略說せん

一、應訴を拒否すへき抗辯を爲す可き場合 是れ蓋し二個の判決抵觸の恐れあるが爲めに設けたる規定にして己に同一の訴か裁判所に繫屬せられたるに拘らず其原告若しくは被告の一方か更に他の裁判所に訴を提起したればとて再び茲に答辨する義務なしとの抗辯を以て應訴を拒否するの權利なりとす

二、管轄に關する效力 此の效力は管轄裁判所を確定することを云ふ者にして被告に訴狀を送達したる後は土地及事物の管轄の別なく受訴裁判所の管轄は訴訟物の價格の増減、住所の變更あるも爲めに一旦發生したる權利拘束に因て以て猥りに其管轄を變換する能はざる效力を云ふなり

三、訴の原因を變更すへからざる效力 即ち原告は被告の承諾を受けざる以上は其訴の原因を變更すへき權利を有せざるなり(訴の原因を變更すとは請求の原因たる權利關係を云ふ設合は一旦貸金請求の訴を提起したる後に之を賣物代金支拂請求の訴に變更せんと欲するか如きを云ふ)

九 訴取下の効力を略說すへし

答、凡そ適法なる訴の取下（取下は口頭辨論前は何時にても原告の自由なり辨論開始後にありては被告の承諾なかる可らず）は其権利拘束の總ての効力を消滅するものとす而して取下は原告が再び其事件を起す権利の妨げとなることなし（但し取下たる訴の費用を支拂へたる後なるを要す）要するに訴の取下は権利拘束及訴の效力全部を消滅せしめ嘗て訴訟を提起せざりし以前の原状に改復するの効力を生ずるものとす

十 妨訴の抗辨の種類及び之を提出すべき時期を問ふ

答、凡そ妨訴の抗辨は原告の訴を否認し應訴答辨する義務なしと主張する被告の權利なるか故に其之を提出するは本案に付ての被告の辨論前同時に之をなすを本則とす蓋し例外として本案に付き被告の口頭辨論の始まりし後尙主張せんと欲する場合に先以て被告が其過失に非ずして本案の辨論前に主張すること能はざりしことを疎明すへき義務あるものとす以下其種類七箇を舉示せん

- 一、無訴權の抗辨
- 二、裁判所管轄違の抗辨
- 三、權利拘束の抗辨
- 四、訴訟能力の欠缺又は法律上代理の欠缺の抗辨
- 五、訴訟費用保證の欠缺の抗辨
- 六、再訴に付き前訴訟費用未済の抗辨
- 七、延期の抗辨等なりとす

十一 反訴の意義如何

答、反訴とは請求を受けたる者より請求を爲したる者に對し更に請求を爲すを云ふなり再言すれば原告の訴訟行爲に因り嘗て權利拘束を發生し尙本訴の繫屬中其同一裁判所に對し本訴訟と同一の手續を以て被告より原告に對し更に起す所の訴を云ふなり今左に反訴提起の要件を示さん

- 第一、原告の訴提起ありて權利拘束となりたることを要す
- 第二、反訴も亦本訴と等しく本來其裁判所の管轄同一なることを要す
- 但し此原因には一の例外あり即ち財産債上の目的の請求に付ては設令本訴と管轄の裁判所を異にする場合に於ても訴訟關係の便益上權利拘束の生したる本訴管轄裁判所に對して反訴を提起することを得るなり（但し專屬裁判籍の場合には此例外を適用することを得ず）

十二 訴訟參加の意義及種類を略説すへし

答、參加即ち第三者の訴訟參加とは自己の利益を保護する爲め他人の訴訟に參與するを云ふなり再説せば甲乙間に起りたる訴訟ありて丙（第三者）其訴訟に付き利害の關係を有するに因り自己の權利を伸張し又は原告被告の一方を補助するか爲め其甲乙

間の訴訟に参加するを謂ふなり左に區別して説述せん
第一、從參加とは第三者自ら進んで甲乙間の訴訟に参加し其一方を補助する者なり
換言すれば他人の間に權利拘束となりたる訴訟に於て其一方の勝訴に因て權利上
利害關係を有する者は訴訟進行中何時にても其一方を補助する爲め參與するを云
ふなり

第二、告知參加とは原告又は被告が若し敗訴するときは第三者に對し擔保又は賠償
の請求を爲し得へしと信し又は第三者より請求を受くべきことを恐るゝ場合に於
ては訴訟の權利拘束間第三者に訴訟を告知し其之れを受けたる者か其告知を爲し
たる當事者の一方を補助する爲め參加するを謂ふなり

第三、指名參加とは元來被告か訴訟より脱退せんことを目的として爲す處の一種の
訴訟參加にして即ち物の占有を爲すに依りて被告となりたる者か其占有は第三者
の名を以て之を爲す旨を主張し第三者をして其意見を陳述せしむる爲め之を指名
して其呼出を裁判所に求めたるに依り呼出を受けたる第三者か其訴訟に参加する
を云ふなり

(十三) 拋棄、認諾及自白の性質を略述せよ

第一、拋棄とは訴訟上の行爲若くは請求其物に關する權利を明示又は暗黙に自棄し
又は各個の訴訟の程度に於て若くは請求其物に關して他の行ふ可き義務を履行せ
しめざるを云ふなり

第二、認諾とは相手方の主張する請求は事實上及法律上存在すとの意思の陳述に外
ならず換言せば相手方の要求を當然正當なりと確認するを云ふなり

第三、自白とは請求の原因として事實の存在を必要とし素と其證明を要す可き事實
に對し殊に其立證を待つことなしに相手方の主張は眞事なりとするの陳述なりと
す蓋し自白は自己の不利なる事實を相手方の立證を待たずして自ら陳述するを
云ふなり

(十四) 調書に記載す可き事項如何

答、調書作成の義務は主として裁判所書記の任責に屬し訴訟事件を審理裁判すへき唯
一の基本たる可れば訴訟法は訴訟の開始並に辨論續行より其終局に達する迄に必
ず記載せざる可らざる重要なる事項を定めたり左に之れを擧げん

- 一、辨論の場所、年月日
- 二、裁判所に列したる判事及裁判書記並に立會たる檢事
- 三、訴訟物及ひ當事者の氏名
- 四、出頭したる當事者、法律

上代理人、訴訟代理人及補佐人の氏名若し原告若しくは被告欲席したるときは其缺席したること 五、公に辨論を爲し又は公開を禁したること
以上一般調書に掲ぐべき事項なりとす

次に記載したる諸件は口頭辨論續行に關し必ず明確にす可きものにして之を明確にすへしと規定せる理由は蓋し判決其他裁判(決定、命令)の基本たる材料となすの必要ありはなり左に即ち明確にすへしとする諸件を示さん

- 一、 自白、認諾、抛棄及和解
- 二、 明確にすへき規定ある申立及陳述
- 三、 證人、鑑定人の供述但し其供述は以前聽かざるものなるとき又は以前の供述と異なるときに限る
- 四、 檢證の結果
- 五、 書面に依り調書に添付せざる裁判(判決、決定、命令)六、 裁判の言渡

以上の各諸件を記載したる調書には裁判長、裁判所書記署名捺印するを要す若し其一を缺くときは調書として完全なる者と云ふ能はざるなり

十五 訴訟に關し裁判所か職權を以て調査すへき事項如何

答、一、故障、上訴、再審の許す可きや否の調査及其管轄に關すへき調査 二、法律上の方式及不變期間を遵守せるや否や 三、無訴權の訴にあらざるや否や及裁判所の

事物、土地の管轄若しくは職務上の專屬管轄なるや否や 四、刑事、書記、執達吏にして除斥の原因有無の調査 五、裁判所は當事者か申立てたる以外の事物を當事者に歸せしむる權なしとの原則の例外即ち當事者の申立あらざるも裁判所か定むへき訴訟費用の決別 六、申立あらざるも裁判所の職權を以て假執行の宣言を爲し得る場合即ち民訴法第五百一條に掲けたる五箇の原因より生ずる場合なりとす

十六 證人か絶対に證言を拒み得ざる場合を定めたる

理由如何

答、何人を問はず法律に別段の規定なき限りは證言を拒み得ざるの義務ありとは民訴第二百八十九條の規定する所なり従て法律か證人に對して證言を拒み得ると規定したる場合は又勿論有効に拒否し得へきは當然なるも(民訴第二百九十七條、二百九十八條の場合)尙ほ法律は此證言拒否の權利を絶対に認むるときは爲めに訴訟上事實の眞否を決定し得ざる場合を生し従て裁判上に偉大の影響を及ぼすの憂へあるを以て特に證人か絶対に證言を拒否することを得ざる場合を規定したるなり(民訴二百九十九條)

十七 訴訟手續の中斷及中止の原因を擧げ且其効力を略説

すへし

答、中斷とは法律上の原因發生する場合に於て進行中の訴訟手續が自然に停止するを云ふ而して其法定の原因とは一、原告又は被告の死亡したるとき二、原告又は被告が訴訟能力を失ひ又は其法律上代理人が死亡し又は代理權が原告並に被告の訴訟能力を得る前に消滅したるとき三、戦争其他の事故に依り裁判所の行爲を止めたるるとき四、原告若は被告の財産に付破産の開始したるとき五、訴訟代理人を以て訴訟を爲す場合に於て原告若は被告が死亡し又は訴訟能力を失ひ又は法律上代理人が死亡し若は其代理權が消滅したるに依り委任消滅の通知を受けたる場合等なりとす(民法百七十八條より百八十三條に至る)次に中止とは當事者の申立により又は職權を以て裁判所の命するものなり一、の場合に民法百八十四條の規定する處にして即ち「原告又は被告が戦役に服するるとき又は官廳の布令、戦争其他の事變に因り受訴裁判所と交通の絶えたる地に在るときは受訴裁判所が申立に因り又は職權を以て障害の消除する迄訴訟手續の中止を命するを得」とある之なり二、民法第五十二條の所謂主參加訴訟の起りたる場合三、同第三百一一條の訴訟全部又は一分の裁判か他の隸屬する訴訟に於て定るべき權利關係の成立又は不成立に關るとき四、同第三百廿

二條の民事訴訟中罰す可き行爲の嫌疑生したるとき刑事訴訟手續の完結に至る迄辨論を中止すべき場合等なりとす次に中斷及中止の效力は其名稱の異なるにも拘らず二者同一にして即ち各期間は不變期間なると否とを問はず皆其進行を停止せしむる效力を生ず而して以上示したる中斷及び中止の各原因が更に開始進行すべき一定の理由を生じたるときは即ち中斷中止の終りたるときは更に前期間の進行を始むるものとす

十八 準備書面に記載すべき諸件を挙げよ

答、(一)當事者及其法律上代理人の氏名、身分、職業、住所、裁判所、訴訟物及附屬書類の表示(二)原告又は被告が裁判所に於て爲さんと欲する申立(三)申立の原因たる事實上の關係(四)相手方事實上の主張に對する陳述(五)原告若しくは被告が事實上主張の證明又は攻撃の爲め用ゐんとする證據方法及相手方の申立たる證據方法に對する陳述(六)原告又は被告其訴訟代理人署名及捺印(七)年月日等なりとす

十九 判決の效力を略説すへし

答、判決の效力は其訴訟を爲したる各當事者間に於て生ずる者にして其效力發生の時期は判決言渡の時よりなりとす而して對席判決と缺席判決とを問はざるなり斯の如

く判決の効力は之れを受けたる當事者間に在るは當然なるも尙又其判決を爲したる裁判所も其裁判に羈束せらるゝものとす何と云はれは中間判決又は一分判決の如きは終局判決言渡の基本として拘束の効果を生ずるを以てなり次に當事者の爲めに生ずる判決言渡の効力は判決に基き訴訟手續を續行すること及他に之を使用し得べきこと即ち之なり以上は判決の普通の効力の説明なり然れども判決の確定力に付ては即ち然らず凡そ判決の確定力は二種に區別することを得へし其一は形式上の確定力其二是實體上の確定力是れなり前者は訴訟上の確定力にして不服の申立を受くることなく及強制執行の原因と爲るべき判決の効力を云ひ後者は民法上の確定力にして當事者間の係争權利を確定する所の効力にして之れを又既判力とも云ふなり

廿 職權を以て判決に假執行の宣言を附すべき場合如何

答、(一)認諾に基き敗訴を言渡す判決(二)證書又は爲替訴訟に於て言渡す判決(三)同審に於て同一の原告若は被告に對し本案に付言渡したる第二又は其後の缺席判決(四)假差押又は假處分を取消す判決(五)養料を支拂ふ義務を言渡す判決但訴の提起後の時間及び其提起前最後の三箇月間の爲に支拂ふ可ものなるときに限る

廿一 送達の種類及其大要を記せ

答(一) 執達吏に依る場合、執達吏は裁判執行唯一の機關なるか故に其之に依て送達せらるべきは普通に最も多數なりとす

(二) 郵便に依る場合、遠隔の地に送達を爲すには執達吏を煩はすよりは輕便にして費用と時間とを節約し得るを以て郵便配達人を以て送達吏と爲すの法を設け尙執達吏と同一の方法に依りて送達手續を實行せしむ

(三) 郵便に付する場合、此送達は當事者が受訴裁判所の所在地に送達を受くべき場所を有せざる場合に爲す所のものにして其郵便に依る送達と異なる點は書類の所謂受信主義を採らずして發信主義に基き單に郵便に付したる時を以て送達を爲したるものと看做すに在り其結果は配達人か普通の郵便物と同一の取扱に依り特別手續を爲さるゝにあり

廿二 缺席判決を爲し得る場合如何

答、缺席手續を用ふることを得可き場合即ち缺席判決を爲すべき場合とは如何なる場合なりや曰く(一)當事者一方が口頭辨論に缺席したること(二)出頭したる當事者か缺席判決ありたき旨を申立たること(三)出頭したる當事者か裁判官の職權を以て調査すべき事情あるに當り必要なる證明をなしたること(四)及び其訴訟は管轄違に非ること(五)

口頭上の事實陳述又は申立を適當の時期に書面を以て缺席者に通知したることを要す以上は缺席判決に關する一般の場合の規定に外ならず而して民訴法に於ては其他事實上當事者が出頭するも恰も前の場合と同様に缺席判決を下す可き場合を定む即ち下の如し

(一) 期日に出頭するも辨論をなさずして其場所にあるとき(二) 期日に出頭するも辨論をなさずして任意に退廷したること(三) 辨論をなさざる前法廷の秩序を維持する爲め辨論の場所より退席せられたるとき(四) 原告若くは被告又は其代理人にして前の辨論期日に裁判所に於て演述を禁せられたるもの再び出廷し辨論を試みんとして退席せられたるとき以上各種の場合にも當然缺席判決を爲し得るものとす

廿三 附帶控訴の要件を説明す可し

答、附帶控訴は被控訴人か第一審の判決に對し不服(全部又は一分)なるも獨立して控訴を爲さず相手方が控訴をなしたるに付き第一審判決に對し更に不服を申立る方法を云ふなり故に(一) 附帶控訴は期間の制限を受けず其經過後と雖提起することを妨げず又は一旦控訴を抛棄したる後にも差支なきなり之れ即ち相手方の控訴を提起するに依て其控訴に附帶して爲す訴なるを以てなり(二) 從て相手方にして控訴を取下る

ときは附帶控訴も亦其權利を失ふものとす(三) 附帶控訴提起の時期は控訴を口頭辨論の始めより判決に接着する口頭辨論の終り迄に爲すことを得るなり(四) 然れども控訴期間内に爲したると經過後になしたる附帶控訴との間に差異なきにあらす即ち控訴期間内になしたる附帶控訴なるときは假令控訴の取下あるも獨立して控訴をなしたると同一の結果を生ずるを以て何等影響を蒙ること無し是に反し控訴期間後に爲したるときは控訴の取下抛棄及棄却の判決により其效力を失ふ結果を生す可きなり

廿四 控訴の效力如何

答、適法なる控訴は不服なる第一審判決を停止せしむること及上級審の判決を受くるの效力を發生するものなり詳言せば左の如し第一停止の效力として不服なる判決の形式上の確定力を妨ぐる效力を生ず而して其効果は左の如し

(一) 實體上の判決確定力を妨ぐることに即ち強制執行又は判決の確定力若くは假執行宣言の效力を中止する效力を生ず(二) 第一審の訴訟手續進行を妨ることあり假令は妨訴抗辨又は請求の原因數額に付き争を生したるときに於て妨訴の抗辨又は請求の原因を正當なりとする判決は特に上訴に關して終局判決と見做を以て若し不服あるに當り本案訴訟に獨立して中間判決のみ上級審に訴へられたるときは其裁判あり

る迄本案第一審の辨論を休止す可きものとす故に此場合に於ては當然進行を妨ぐる效力を生ずるものとす

第二上級審に於て審理及裁判をなさしむる效力を生ず即ち移審の效力之れなり

廿五 抗告の性質及要件を説明せよ

答、第一抗告は控訴上告と相並て上訴方法の一種なりと雖其性質に至りては差異なき能はず即ち抗告は裁判所が爲したる決定命令に對し又は民訴法に於て特に抗告を許すべき場合に於て提起することを得るなり換言せば抗告訴訟手續に關する申請を口頭辨論を経ずして却下したる裁判に對し又は訴訟法が特定せる場合に限り之を許す可きものにして一般控訴又は上告の如く前審の爲したる判決に對して爲す上訴の方法に非るなり而して抗告には單純抗告と即時抗告の二種あり即時抗告とは裁判の送達又は裁判言渡しに在りたる日より七日の期間内に提起することを得るを要す反之して單純抗告とは一定の期間に拘束せられざるものと云ふ

- (一)主觀的條件として主たる原告及從たる參加人又は證人鑑定人若くは辯護士等より不服なる裁判を下せる直近上級裁判所に提起するを要す
- (二)客觀的條件として訴

訟手續に關する申請に對し口頭辨論を経ずして却下したるとき及其他民訴法が抗告をなすことを許す可き場合たることを要す(三)抗告を提起するには普通の場合に於ては不服を申立てられたる裁判をなしたる裁判所又は裁判長の屬する裁判所に抗告狀を提起することを要す然れども事件急速を要する場合に限り直に抗告裁判所に對して提起することを得るものとす其他一般上訴の方式に従ふことを要す

廿六 再審とは何ぞ

答、再審とは第一審第二審又は上告審を問はず一般の規定に依りて其裁判確定したる後に於て更に訴訟手續を再施するを云ふ換言せば再審は訴訟力形式上及實質上共に確定したる裁判即ち上訴を以て不服を主張することを許さざる者に對し特定の場合に此訴訟手續を引用し以て一増確實なる私權保護の實行を期せり從て再審は左の要件を具ふるを必要とす

- (一)確定したる裁判に對するを要す
- (二)終局判決なることを要す故に終局判決なる以上は其の一分なると全部なることを問はず對席なると缺席なるとを問はざるなり而して再審の訴には取消の訴と原狀回復の訴との二ありて各其の起すべき原因を異にせり

(廿七) 再審の訴は如何なる裁判所の管轄に屬するや

答、再審の訴なる以上は取消の訴と原状回復の訴を以てするとを問はず其不服を申立てらるゝ處の裁判を爲したる裁判所の管轄に專屬す詳言せば區裁判所の終局判決に對する再審は該區裁判所の管轄に專屬し地方裁判所の終局判決に付ては該地方裁判所に對して訴ふるを要するか如し尙控訴院大審院に對しても亦同一なりとす然れども同一事件にして以上の裁判所に於て爲したる數個の終局判決なりしときは如何と云ふに此場合に於ては各別に是を管轄するに非ず其中一々の最上級裁判所の管轄に屬するものとす

(廿八) 除權判決とは何ぞ

答、除權判決とは不定の相手方をして權利上の損害を被らしむる判決即ち請求又は權利を實行するの權を失はしむる判決を云ふなり而して此判決は公示催告手續期日に於て公示催告申立人の申立によりて爲す所の判決にして此判決は公示催告期日又は後に定むる新期日に於て申立人の申立に因て口頭辨論に基き言渡す可きものとす

(廿九) 仲裁判斷とは何ぞや

答、仲裁判斷とは係争物に關し當事者が和解をなす可き權利を有するときに限り當事

者の選定し又は其申立により裁判所か選定したる一私人を仲裁人となし裁判所以外の手續により判斷したる處の裁判を云ふなり(民訴法七八六條以下參照)詳言せば仲裁判斷とは裁判所以外の手續により當事者が係争物に關し和解をなす權利を有する事件に限り當事者の自由なる選定又は其申立により裁判所か選定せる一人若くは數名の一私人を仲裁人と爲し其下したる裁判を云ふなり而して此判斷は當事者間に於ては確定したる裁判所の判決と同一の效力を有するものとす唯執行するに付き執行判決を経ざる可らざる差異あるに過ぎず

(三十) 證書並に爲替訴訟か通常訴訟と異なる點を擧よ

答、(一)訴訟には證書訴訟又は爲替訴訟として訴ふる旨の陳述を掲げ且つ證書の原本又は謄本を添ふることを要す
(二)妨訴の抗辨を提起することを得るは同一なるも是れにより本案の辨論を拒むことを許さず(但し辨論の分離は此限にあらす)
(三)反訴を提起することを許さず
(四)證據方法、總て必要なる反訴事實抗辨の方法は證書を提出して爲さしむ可らず通常訴訟に於けるか如き人證、鑑定等に因る證據調は之を許さず

(五) 留保の判決を受くること、即ち敗訴を受けたる被告に對し更に通常訴訟手續に因て進行せしめ得る権利を留保せしむる判決を掲ぐるを得るなり

(六) 訴訟物、一定の金額、代替物、有價證券の一定の數量の給付を目的とするものに限るか故に其他の複雑なる事件は通常訴訟に依らざる可らず

(七) 取下、證書手續は元來原告の利益の爲め設けたるものなるか故に口頭辨論の終結に至る迄は被告の承諾を要せず取下をなし通常訴訟として訴出ることを得可き自由を有す

(八) 辨論期間、口頭辨論期日と訴狀送達との間には少なくとも廿四時間を存するを以て充分なりとす

以上各種の場合に通常訴訟手續と大差ある點を擧示したるなり

卅一 強制執行の意義如何

答、強制執行とは強制の方法を以て裁判を執行せしむる義なり即ち私法的權義關係より生ずる裁判所の行爲なりとす換言せば強制執行とは私法的義務者に對する國家公力の使用を云ふなり

卅二 強制執行を爲し得可き原因を問ふ

答、(一)終局判決(二)抗告を以てのみ不服を申立つることを得る裁判(三)執行命令(四)裁判所又は判事の面前に於て爲したる和解(五)公證人の作りたる公正證書(六)其他尙民訴訟中假差押を命ずる決定及假處分を命したる場合に於ては此場合に於ては抗告を以て不服を申立つることを得ずと雖獨り異議の申立に依り不服を主張することを得るものなり(直に執行原因と爲るものとす)

卅三 差押を許さざる物七箇を擧げよ

答、法律は一定の有體動産にして債務者を保護する爲め又は公安を保持する爲め差押を許すことを許さざるものを定めたり即ち左の如し

第一、衣服、寢具、家具、及厨具但し此物か債務者及其家族の爲め缺く可らざるにきに限る

第二、債務者及其家族に必要な一箇月間の食料及薪炭の類

第三、文武官吏、神職、僧侶及公私の教育場、教師の職務上の收入又は恩給の差押を受けざる金額第四、勳章及名譽の證標第五、實印其他職務に必要な印第六、系譜第七、債務者又は其家族の未だ公にせざる著述の稿本等なりとす

卅四 強制参加の要件を擧よ

答、強制執行に對する第三者の異議即ち債務者に對する強制執行に關し第三者より訴を以て異議を主張することを稱して執行參加と云ふ是即ち執行に關し參加する第三者なるか所以なり以下要件を示さん第一、異議を主張するには第三者ならざる可らず第二、異議は強制執行の目的物に關する場合ならざる可らず第三、第三者の異議は所有權其他の強制執行の目的物の讓渡若くは引渡を妨ぐる權利に基かざる可らず第四、異議は訴を以て是を主張せざる可らず第五、執行參加の訴は元と債務者に對し爲すものなるも債務者か更に第三者の異議を正當ならずと爲す場合には債權債務者兩造を共同被告として合一の訴を提起するを得可し第六、此訴は常に執行裁判所の管轄に屬す然れども訴訟物か執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に屬するときは地方裁判所に訴ひ出つるを要す

卅五 債權の轉付とは何ぞ

答、債權者か債務者の財産を差押たる以上は基より其自由處分を失ふを以て債權者の權利は克く保護の道を得たるか如しと雖債務者の債務者即ち第三債務者より直接に債權者か債務の辨濟を受くる權利を得有すべきものに非ず故に之を得んと欲せば執行裁判所の特別なる命令を受くるを要す即ち債權者の申請に因り債權轉付の命令を

發すること是れなり而して爰に債權轉付命令とは取立命令及轉付命令の二者を總稱するものなり取立命令は差押債權者に債權取立の權利を移轉せしむるものなれば又是を債權添付に關する命令と云ふも失當にはあらず我民事訴訟法は債權を轉付する場合を別ち二と爲し以て債權者の自由選擇に任せしめたり曰く(一)代位の手續を要せずして是れを取立つる爲めの轉付(所謂取立命令)(二)支拂に換へ券面額にて差押債權者に之を轉付すること(轉付命令)等之れなり以下畧説すへし

第一、債權の取立、差押債權者は取立命令の申請を爲し命令書に基き取立權を生ぜしめ法律上代理人たる資格を以て第三債務者より取立を爲し得る效力を生ずるなり従て別段代位の手續を要せず自己の計算を以て債務者に代り取立を爲すべき訴訟を起す事を得るなり

第二、債權の轉付(狹義)債權の轉付とは裁判所の轉付命令に基き支拂に換へ券面額にて轉付するの謂なり即ち債權讓渡の場合に於けるか如く債權證書を讓渡さしむることを得る債權なりとす此權利を得たる以上は第三債務者に對し取立及裁判を起し又は處分し得ば勿論、命令の結果其債權に對し過去又は將來に向て有せられ又は有す可き總ての權利及不利益に付ても繼承せざる可らざるは一般所有權に於

けると同一なりとす

卅六 執行を停止し得可き場合を問ふ

答、假執行と本執行とを問はず強制執行を實施する所の執達吏又は執行裁判所に對し債務者又は第三者が左に掲げたる各個の文書を提出したる場合に於ては強制執行を停止し又は制限せざる可らず

- (一) 執行しつゝある裁判を取消す旨を言渡したる執行力ある判決（確定せる終局判決及假執行の宣言を附したる終局判決を云ふ）の正本を提出したるとき
- (二) 執行しつゝある所の判決に附したる假執行の宣言を取消す旨を言渡したる判決の正本を提出したるとき
- (三) 強制執行を許さざる旨を宣言したる執行力ある裁判の正本を提出したるとき
- (四) 強制執行の停止を命したる所の執行力ある裁判の正本を提出したるとき
- (五) 強制執行又は執行處分の一時の停止を命したる裁判の正本を提出したるとき
- (六) 執行を免るゝ爲め保證を立て又は供託を爲したる旨を記載したる公正の證明書を提出せるとき
- (七) 執行すべき判決ありたる後に於て債権者が辨濟を受け又は債務履行の猶豫を承諾したることを證する公正證書若くは債権者の作りたる私署證書を提出したるとき

以上掲ぐる各種の場合に於ては基より停止の効力を生ずるも其全部なるか一部なるかに付ては宜しく執行を停止す可き効力の及ぶ可き範圍に付き執達吏又は執行裁判所又は其他の官廳が判別し制限をなす可きものとす

卅七 執行力ある正本の効力如何

答、執行文を付したる執行原因即ち執行力ある正本の効力は債権者が債務者に對し之に據りて強制執行を爲し得るものなり故に此効力は債権者の抗拒あるに拘らず強ひて其財産を褫奪するを得るに至る然しとも是れ金錢の支拂を目的とせる債權に付ての執行力ある正本の効力なるを以て若し其以外の債權に付ての執行力ある正本は日其特定若くは一定の物のみに付き効力を有し他の物の上に及ぼさざるなり

卅八 執行名義に因て確定したる請求に對する異議の申立條件を問ふ

答、(一) 確定判決に因り已に強制執行の開始あることを要す (二) 異議は單に判決の請求に關し爲す可く強制執行手續に關し之を爲すことを得す (三) 異議は口頭辨論終結後に其原因を發生し且つ故障を以て主張するを得ざる場合に限り許すものとす (四) 異議申立は訴を以て爲す可き第一審判決を下したる裁判所之が專屬裁判籍と爲るなり

卅九 假差押の要件を説明す可し

答、第一金銭の債権に付て強制執行を豫め確定すること假差押は即ち其眞差押を豫め保全するか爲めに爲すものなれば其債権は後日強制執行に對して必ず金銭の債権確定す可きものなることを要するものなり従て目的を有する動産不動産若くは船舶に對して之を保全する行爲に限り許すことを得るものとす

第二、法定の理由を以てすること(一)判決の執行を爲すに著しき困難を生ずる恐れあること(二)假差押は之を爲さざれば判決の執行を爲す能はざるとき

第三、相當管轄裁判所に申立をなすこと假差押を爲すには本案の管轄裁判所又は假差押を爲す可き財産所在地を管轄する區裁判所の管轄に屬す故に債権者は便宜上此二者の一を選定して之を管轄せしむることを得可し

四〇 假處分に關する要件如何

答、假處分も亦假差押と同しく將來に係る強制執行を確實にする手段なり而して其要件を別ちて左の二と爲すことを得へし

第一、係争物に關する假處分(一)係争物を保全して權利の實行を豫め確實にすること(二)法定の理由として現状の變更に依り權利の實行を爲すこと能はざる恐あること

及其現状の變更に依り實行上著しき困難を生ずる恐あることを要す

第二、相當管轄裁判所として本案事件の管轄裁判所之を管轄す

四一 競落許否の決定に對して即時抗告を爲すことを得可き者は誰ぞ

答、第一、競落許否の決定の爲めに損害を被むる可き利害關係人、第二、自己に對し競落を許す可き理由なきこと又は決定に掲げたる以外の條件を以て競落を許す可きことを主張する競落人第三、自己を以て競落人と爲す可きことを主張する競買人等これなり

四二 第三者をして代て爲さしむることを得ざる行爲を擧げよ

答、(一)債務者の意思と其技能とに依りて爲すを得可き行爲なること

(二)債務者の意思のみに依りて爲すことを得可き行爲なること

(三)其行爲が債務者の意思の陳述なるとき

四三 配當要求に關する手續を略述す可し

答、抑も執行に關し債務者の異議なく確定せる權利に對し主張する處の債権者は勿論

尙實體法に基き配當を要求し得可き債權者と雖執行力ある正本に因らずして賣得金に對し配當を要求する權利を有す此配當要求は競賣期日の終りに至る迄其原因を開始し執達吏に之れを提出す可く執達吏は配當要求ありたることを各債權、債務者に通知せざる可らず而して通知を受けたる債務者は三日の期間内に其債權を認諾するや否を執達吏より債權者に通知せざる可らず此通知を受けたる務權者は三日の期間内に債務者に對し訴を提起し其債權を確定す可きものとす

(四四) 公示送達を爲すへき場合如何

公示送達は送達を受くへき者の現在地知れざるとき又は外國に於て送達を爲す可き場合に於て普通の方式に従て送達を爲し能はざるときは裁判所は掲示板に貼付し又は新聞紙に掲載して爲す所の送達方法を云ふ者にして其書類の貼付せられたるより十四日を経過したる日を以て送達の效力を發生するものとす

(四五) 支拂命令を發すへき申請に對する諸件を示せ

- (一) 當事者の表示
- (二) 裁判所の表示
- (三) 請求の一定の數額目的物及び原因の表示若し數個の請求を爲すときは各請求に對

する數額及び目的物を表示せざるへからず

(四) 支拂命令を發せんことの申立

但し此申請は書面又は口頭を以て之れを爲すことを得

(簿 記 科) (官 廳)

本問に入るに先ち一言諸子の注意を請はんとす抑も簿記法は實際上容易にして修學に困難なる學問あり如何に能く例題を盡し解説を試むるも全く修養なき者の會得し難き處なり故に茲には理論の要點と官用簿記中其普通にして尤も必要なる諸様式並に記入の概要を知るに便利なる問題を選ふことゝ爲したり若し夫れ詳細熟練を積まんにば受験前必ず相當の研究を要すへきなり

一 簿記學上貸借の意義如何

答、簿記學上貸方、借方の二語は常に術語として使用せらるへきものにして貸とは負はしたる方、借とは負ふたる方なりとの義なり單に記入上記臆上の便宜よりすれば孰れの場合に於ても己れに入りたる物は總て借方にして己れより他人に出てたる物は常に貸方なりとすれば可なり然りと雖右の答辨は未だ以て理論的なりと云ふ能はず以下少しく其何故に己れに入る物は借となり己れより出る物は貸と爲すかを説述

すへし凡そ茲に交換あれは常に双方の價值は平均するものなり人あり呉服店に至り一反十圓の絹織物を購ひたりとせんか其人の買ひたる反物と金十圓とは交換上同一價值を有する者なり此の例を前述記入上の便法に對照し帳簿上に記すときは受けたる價即ち已れに入りたる反物は借方にして渡したる價即ち客か呉服屋に支拂ひたる金十圓は貸方と稱するなり之れ一の計算を爲すに二重の登記を爲すものにして復式記入法なるもの是なり複式とは即ち出納計算の整理を彼我反對の事實に依り區分する方法にして一は貸すものあれば借るものあるか如し故に總て受けたる價は借方となり渡したる價は貸方となるの理なり而して尙ほ貸借なる術語の由來を研究するに(一)借の語は他人に向て負債すると他の爲めに生産せらるゝとの兩意義を有するものとす(二)貸なる語は他人に向て負債せしむると他を生産するとの二義を有するなり

以上説きたる處を綜合すれば自ら貸借の意味を了解するに難からざる可し

二 簿記事務上に注意すべき要點如何

答、主簿者即ち簿記の事務に従事するに當りては沈愼鄭重を旨とし就中執務時中談話を嚴禁し專心一意たらんことを要す而して計算のことは紛擾し易きを以て記帳は努

めて敏捷を旨とし事務の累積せざらんことを要す而して登記したるものに對し一々檢算し且つ記帳方は定式に従ひ猥りに私意横作す可らず又誤寫することあるも猥りに塗抹糊貼せず二つの横線を朱畫し之を抹消し其上部に訂正記入し必ず更正の形跡を明瞭ならしむへし記入すべき文字は判然正確悉に原憑の文字を省略すべからず又諸帳簿の閱覽を求むる者あるも隨意に開綴せしむべからず又簿冊を開綴したる靈机を離れざる様諸事綿密なる注意を用ゆるを要す

三 現金の出納を登記する帳簿の様式を示し左の事項を記入すへし

何年月日
 何々理由に依り違約金として近藤兵馬より金二百五十圓を現金にて取立を爲せり
 何年月日
 何地金庫へ金二百四十圓を拂込みたり

(103)

科 記 簿

歳出簿(歳出内訳簿様式同し)

何々(款) 何々(項)

年月日	摘要	支出予算額	支出命令調定額	予算額と調定額との差
		円 銭 厘	円 銭 厘	円 銭 厘
何年	仕拂予算高	1,9000 00		1,9000 00 0
四一	仕拂命令第何號		5500 00 0	1,3500 00 0
ク何	仕拂予算減額	2500 00 0		1,1000 00 0
ク何	仕拂予算増加額	750 00 0		1,4750 00 0
ク何	定額戻入		250 00 0	1,4500 00 0

(四)

答 案 歳出簿様式を製し是に適宜の記入を爲すへし

科 記 簿

(102)

出納官吏現金出納簿

年月日	摘要	受入金		拂出金		差引残額
		円 銭 厘	円 銭 厘	円 銭 厘	円 銭 厘	円 銭 厘
何年	何々理由により	255 00	0			555 00 0
何月	違約金を取立つ近藤兵馬					
何日	何地金庫へ			240 00	0	15 00 0
何日	何日計	255 00	0	240 00	0	

答 案

收入官吏收入簿日計表

何年何月何日

摘要	調定額	收入額	不納額	未済額

(七) 收入官吏收入簿日計表並ニ支拂豫算計算書様式如何
答 案

歲出仕拂豫算計算書
某年度 經常(臨時)
仕拂命令 官氏名 何地金庫

仕 拂 豫 算			
仕官命令豫算		金 庫 豫 算	
摘要	金額	摘要	金額

以上法律學科及簿記に關する數多の問題を設案し周到解説殆と豫期と間然する處なからしめたるは著者の欣喜に堪えざる處なり然れども今や小冊誌豫定のページを消盡し餘白の存する處若干も是なからしめたり從て以下述へんとする國語漢文、地理歴史、算術及作文、書取の諸學科に至りては遺憾ながら素志を遂徹し難く不已得最近四五年に亘り各府縣に舉行せられたる實地試験問題中二三を摘示し其程度を紹介すると同時に肝要且つ難解の者に對し特に答案を付し以て參考に資せんことを計れり諸子夫れ之を諒せよ

《國語、漢文科》

一、白文訓點及解釋

(明治三十年十二月 試驗)
香川縣文官普通

先臣正成。嘗以ニ微力一控ニ強賊一以安ニ先帝震憂一。及ニ天下再亂逆賊四襲一遂致ニ命於ニ湊川一。臣時年十一。命歸ニ河内一。嘔以下收ニ合餘儘一報中復國繼上臣年已壯矣。而稟性羸弱。常念不ニ及レ今力戰一。以ニ有レ待之身一。懼ニ無レ慮之疾一。上爲ニ不忠之臣一。下爲不幸之子一。而今賊渠師大舉來犯。是臣致レ命之秋也。

二、白文訓點

(明治三十一年七月 試驗) 茨城縣文官普通

夫勇悍趨捷、重耻輕死。我國俗所自有一我先王又養之以恩、結之以信。所乙以撫摩鍊治之、經三數百年、國之民、親其上、死其長、如手足之扞頭目、以能震懼四隣、雖魏唐之強大、不甲能加焉者、恃此俗也。及至通唐氏、乃舍此學、劉撲爲文、饒強爲弱、平時奔競、有急遁逃、幾乎舉朝皆婦人矣。而先王遺民、勇而輕死者、皆爲將門所收、以此奪王權、營私利、無所爲而不上成。承久建武之事、輒皆爲然。故先王所以自衛、後王所以自累均。此兵也。願二用捨如何一耳。

三、白文訓點及義解

(明治三十一年五月 試驗) 岩手縣文官普通

景雲之元、釋奠大學。其二年旌表孝子貞婦。其三年百官朝三道鏡於西宮。噫釋奠之禮、何禮乎。旌表之典、何典乎。而眞備則以爲道行一矣乎。故講禮講學、儼然稱士大夫。而無氣節焉。則其無益於國也、如此。夫以赫赫天朝、祖宗百世之天下、而欲傳之比丘。誰不知其不可、而莫敢言者。

四、讀 書

(明治三十二年四月 試驗) 福井縣文官普通

何設。曰悞悞也。當此時、有二一人焉。言之。是損其一身、以存三祖宗之天下也。清麻呂是已。故曰士之氣節、關三係天下國家。有二天下國家者、不可不三發此以爲倚賴也。及光仁天皇之即位、首召清麻呂、復其本官。是矜士大夫、定天下之所向也。嗚呼。可謂知所務矣。天下可下百年無中如三階兄眞備一者上。不可下一日無中如三清麻呂一者上。

山陽人となり瘠瘦にして體高く肩整まり眼光爛々として之ふ望むに凜として犯すへからさるの威あり性又峻峭にして尋常の人を包容すること能はず常に昇平日久しく土氣の振はさるを慨く故に氣節を以て自ら持し亦以て人を導き未だ嘗て己を屈して人に隨ひ浮沈して容れられんことを求めざりき

五、[右の全文を解釋すべし]

- (一) 服膺す
- (二) 土地豊饒
- (三) 自暴自棄
- (四) 聚斂の臣
- (五) 秩序
- (六) 鯨寡孤獨

六、左文——印の字句に音訓を施し全文を解釋すへし(明治三十五年九月 試験)
 世には壯觀派あり悲觀派あり一派の眼は光明なる半面に注ぎ一派の眼は暗黒なる半面に注ぐ

七、左文に訓點を施し全文を解釋すへし

富貴如可求雖執鞭之士吾亦爲之如不可求從吾所好歲寒然後知松柏之後凋譽世混濁清士乃見

八、左の文字に讀方を付し意義を概説せよ

一 庇蔭

二 逆境

三 商議

四 執拗

五 噫

六 積極的

七 矛盾

八 干涉

九 影響

十 親展

九、左の文字文章に誤りあるは正せ

一 人民の屆書牧學に暇あらず

二 今度の試験には我こそ一番と考ふる

三 明日天氣なれば歸郷せらるるや

四 古人のおしえはよくをばへをかざるべからず

十、左の書籍には如何なる事を記せるか概説せよ

(同)

上

(一) 論語

(二) 左傳

(三) 日本外史

(四) 群書類從

(五) 言海

(以上六乃至十の五問題を二時間に答案すること)

十一、左文——印を附せる字句を義解すへし

(三十五年五月 試験)

余數往ニ來攝轡問一。訪ニ所レ謂櫻井驛者一。得ニ之山崎路一。小村耳。過者或不レ省三其爲ニ驛趾一。蓋經ニ足利織豊數氏一。世故變移。道里驛程。隨輒改耳。余於レ是低回不レ能レ去願望三金剛山巖ニ立雲際一。想下見公舉レ義之秋、及其子孫據以扞中護王室也。觀下公詣ニ行在ニ對中天子上曰臣而未レ死、賊不レ患レ不レ滅。夫以ニ一兵衛尉一、而居然以ニ天下之重一自任。豈非下感ニ激值遇一以レ身許上レ國哉。故能以ニ赤手一障ニ江河一、回ニ天日於ニ既墜一。何其壯也。

十二、左の熟語を解釋すへし

(三十六年五月 試験)

(一) 披腹擊壤

(二) 吐哺握髮

(三) 香襲の差

(四) 竹馬之友

(五) 布衣

(六) 臥薪嘗膽

(七) 請自筮始

(八) 鰥寡孤獨

(九) 腍肉之歎

(十) 付度

【地理科】

以下 三問

(明治三十二年三月試験問題)
長野縣文官普通

一、左の各項を示したる本縣の略圖を記せ

(一) 郡市の區分

(二) 郡役所々在の市町村名

(三) 有名なる河川

二、本縣の重要な物産を示せ

(解) 生糸、縮緬、水晶、砂糖、鐵、銀、銅、麻、木材、蕎麥、鮎、桑、蠶卵紙等なり

三、本縣に隣接せる府縣名

以下 三問

(明治三十五年九月試験問題)
山形縣文官普通

一、山形市より青森市に至る鐵道近傍の市及有名の山川古蹟を記せ

二、師團司令部及鎮守府の所在地を示せ

三、日本海に面する特別輸出港を記せ (本問の如きは前著に逡查、看守試験答案の参照を要す)

以下 二問

(明治三十五年八月試験問題)
福島縣文官普通

一、府縣名及其廳所在の地名を列舉せよ

二、左に記載する各地の所屬府縣名並に其他に關して特筆すべき事項を舉げよ

一、足尾 二、江田島 三、足利 四、三池 五、桝光

六、野田 七、佐渡 八、有馬 九、鎌倉 十、大宰府

以下 三問

(明治三十六年四月試験問題)
山梨縣文官普通

一、東山道内の縣名の管轄する國名を記せ

二、左記地名の所在國名及其有名なる所以を問ふ

一、桶峽 二、川中島 三、湊川 四、金ヶ崎

(解) 一桶峽は尾張國に在り嘗て織田信長、今川義元を圍殺したる所なり、

(二) 川中島は信濃國に在り上杉謙信武田信玄の合戦せる所なり、

(三) 湊川は攝津國に在り楠正成、足利氏と戦ひ討死したる處なり、

(四) 金ヶ崎は越前國に在り新田義貞の戦鬪したる地なり、

三、左記帝國領事館の所在を舉げよ

一、芝罘 二、仁川 三、紐育 四、シドニー

(一) 芝罘は清國 (二) 仁川は韓國 (三) 紐育は北米合衆國 (四) シドニーハ濠洲

以下 五問

(明治三十六年五月試験問題)
滋賀縣文官普通

- 一、海外に輸出する重要物産及其重なる産地如何
 - (一) 蠶絲。は岩代、上野、信濃
 - (二) 石炭。九州、北海道
 - (三) 茶。は山城
 - (四) 銅。は下野、伊豫
 - (五) 陶器。は尾張、越前
 - (六) 樟腦。は臺灣
 - (七) マツチ。は武蔵等なり
- 二、府縣政を施行せざる縣名如何
 - (解) 沖繩縣
- 三、島司を置かれたる島嶼四個所以上を示せ
 - (一) 小笠原島、大島、八丈島 (東京府管轄)
 - (二) 對馬島 (長崎縣管轄)
 - (三) 大島 (鹿兒島縣管轄)
 - (四) 宮古島 (沖繩縣管轄)
- 四、二個所以上市制を施行せる府縣五以上を示せ
 - (一) 大阪府
 - (二) 兵庫縣
 - (三) 廣島縣
 - (四) 青森縣
 - (五) 山形縣
 - (六) 三重縣
 - (七) 富山縣
 - (八) 福岡縣
 - (九) 群馬縣
 - (十) 長崎縣
- 五、本島及九州を縦貫せる重なる鐵道線路の名稱を擧げて各線路に沿へる著名なる都會を示せ

會を示せ

- (一) 下ノ關、神戸間を山陽線と稱す、而して其線に沿へたる都會は左の如し
 - イ下ノ關 (口廣島) (ハ尾ノ道) (ニ岡山) (ホ姫路) (ヘ神戸)
- (二) 神戸と東京間を東海道線と稱す、而して其線に沿へたる都會は左の如し
 - イ大阪 (口京都) (ハ名古屋) (ニ濱松) (ホ静岡) (ヘ横濱) (ト東京)
- (三) 東京及青森間を東北と稱す、而して其線に列せる都會は左の如し
 - イ浦和 (口大宮) (ハ小山) (ニ宇都宮) (ホ白河) (ヘ郡山)
 - ト福島 (チ仙臺) (リ盛岡) (ヌ青森)
- (四) 門司とは八代間を九州線と稱す、而して其線に連なる都會は左の如し
 - イ門司 (口小倉) (ハ博多) (ニ久留米) (ホ熊本)

歴史科

(明治三十二年六月試験問題) 大藏省文官普通

一、大化の革新の主要を記せ

二、奈良朝とは何天皇より何天皇に至る何年間を云ふや

(解)元明天皇より桓武天皇に至る迄凡そ八十年間を云ふ

三、足利氏の末葉氏の末葉四方に割據せる豪族及其地方を擧げよ

(解)一織田信長……………美濃、尾張及和泉、攝津の内

二北畠氏……………伊賀、伊勢、志摩

三松永氏……………大和、河内の内

四三好氏……………和泉、攝津の内

五畠山氏……………紀伊、河内、大和、和泉の内

六武田氏……………甲斐、信濃、飛騨

七今川氏……………駿河及三河、尾張の内

八徳川氏……………三河の内

九北條氏……………伊豆、相模、下總及上野の内

十里見氏……………安房、上總

一佐竹氏……………常陸の内

二小田氏……………常陸、下野の内

三宇都宮氏……………常陸、下野の内

四南部、伊達、相馬、蘆名、最上の諸氏……………奥羽諸州

五上杉氏……………越後、越中、佐渡及上野の内

六朝倉氏……………越前

七毛利氏……………周防、長門、安藝、佐渡、備中、伯耆、出雲、石見、隠岐

八山名氏……………但馬、因幡

九波多野氏……………丹波

一〇一色氏……………丹後

一一浮田氏……………備前

一二浦上氏……………美作

一三赤松氏……………播磨

一四別所氏……………長曾我部

一五細川、三好、長曾我部……………阿波、淡路、伊豫、土佐、讃岐

一六及河野諸氏……………阿波、淡路、伊豫、土佐、讃岐

- 五、觀梅の記 (三十六年和歌山試驗)
- 六、財責論 (三十二年福井縣試驗)
- 七、任官の目的を友人に報する文 (同)
- 八、觀楓の記 (三十三年鳥取縣試驗)
- 九、松の説 (同)
- 十、未だ遇はざる人に贈る文 (同)
- 十一、書類の送付を他官廳に照會する文 (同)
- 十二、觀櫻の記 (同)
- 十三、余の境過及前途の目的 (同)
- 十四、富國の要を論ず (同)
- 十五、師の起居を訪ふ文 (同)
- 十六、古戰場を過ぐるの記 (同)
- 十七、私訴事件臨檢に付特に警察官の立會を請求するの照會文 (同)

〔書 取 科〕

本科目は裁判所書記試験に限り出題せらるべきものにして主として運筆の熟練、學力の深淺及文章力の有無を檢定すべき目的の爲めに行はれ試験委員の口頭に依て讀み上げらるゝに應し速記すべきものなるも文字粗糲にして判然せず漢字稀れにして假名の多からざる様注意するを要す

〔算 術 科〕

(明治三十三年十一月試驗)
神戸地方裁判所書記

- 一、裁判所民刑非訟事件一ヶ年總件數中刑事は十二分の七非訟事件は六分の一なり同ふ民事事件數幾何なるや
- 二、訴訟事件を審判するに初月は毎開廷日に八件宛百七十六件判決し次月も判決件數は同數なりしに開廷日四日少く最終の開廷日には六件を判決せしと云ふ然らば次月

(三十六年盛岡縣試驗)
地方裁判所書記

の毎開延日の判決件数幾何なりや
 三、競買々得金三千八百八十圓あり之を金二千八百圓、二千二百圓、千五百圓の三債權者に配當せは各自の所得幾何なりや

(明治三十四年三月福島地方裁判所書記試験)

- 一、甲は三千五百圓乙は四千圓丙は二千五百圓の資本を以て合資會社を結び一年に金四百圓の利益を得たりと云ふ之を各資金に應じて分配するときは各其利得如何
- 二、一頁十五行十六子詰の書籍あり今之を毎頁三行縮めて寫さんとす每行幾字つゝ増せば過不足なかるべきか

(明治三十四年三月宮城縣文官普通試験)

一、或人金若干圓を有し其五分の二を費し後又六十四圓を費して以て最初所有せし金高の三分の一を殘すのみなりと云ふ然らば此人最初に幾何金を所持せしや

$$II' \left(3\frac{4}{5} + 5\frac{1}{9} - \frac{1}{41} \right) \times \left(425 - 3\frac{1}{4} \right)$$

$$\frac{1}{11} + 2.125 - \left(2\frac{9}{16} - \frac{1}{8} - \frac{1}{22} \right)$$

(答) $1\frac{141}{171}$

三、職工あり毎日六十四錢にて職業し夜業を爲したる日は賃錢十二錢を増給せらるゝ約なり然るに二十五日間働きて賃十八圓四錢を得たりと云ふ問ふ夜業を爲さゞりし日は幾日なりや

(明治三十四年四月長野地方裁判所書記試験)

- 一、某登記所に於ける本年の取扱件数は其前年に比すれば八分増加せり而して右二ヶ年間の取扱件数を合併せば二萬四千九百六十件なりと云ふ本年の取扱件数如何
- 二、東西兩驛の距離一百五十六里にて瀛車の速力は毎時七里を行く今東驛發車の後十二時間を経て機關を損す因て其後速力を減して進行し十二時間を経て西驛に達したりと云ふ後速力如何

(明治三十四年五月松江地方裁判所書記試験)

一、商人あり金若干を以て米四百七十俵を買ひ之を一圓に付九升四合の割合を以て悉く賣却せしに三百二十六圓八十錢を利益したりと云ふ一俵の原價何程なりや但一表

は四斗入なり

二、牧者あり牛若干を飼ふ或人其牛の數を問ひしに答へて曰く三野に放牧せるか甲野は六十三頭乙野の八分の七なり又乙野の牛數三分の五は丙野の四倍に當ると云ふ由て計算せば總牛數幾頭なるや

三、男六人と女九人と日給相均し今男女各十八人にて給金せて十圓八十錢を得たり男十八人女八人にて幾何の日給を得べきや

(明治三十五年福島文官普通試験珠算)

一、左の諸數の和を問ふ

金三萬二千五百二十七圓三十五錢六厘、金八百圓二十錢七厘、金三十六圓七十二錢三厘、金五圓二十錢三厘、金七十圓七十八錢八厘、金二百七十三圓二錢、金八百五圓五十二錢、金十萬五千七百七十二圓五十八錢九厘、金二百三十七圓六錢九厘、金七千二十圓、金二萬七千八百九十七圓五十二錢三厘、金五千二百三十三圓十五錢、金三千二百七十五圓七錢二厘、金八千七十二圓三十五錢六厘、金七百三十二圓五圓二十七錢三厘

(答) 三十九萬五千八百八十四圓八十四錢九厘

二、百四十五圓六十二錢七厘を三千四百六倍せよ

(答) 四十九萬六千五百五十六錢二厘

三、九百八十五萬二千七百五箇を五千六十七にて割れ

(答) 千九百四十四個餘

(明治三十五年六月山形縣文官普通試験)

一、左の五筆の地所を買へり平均すれば一坪の代價何程となるか

二段四畝歩 代價五百六十七圓

六畝二十三歩 同 百三十七圓五十錢

一畝十五歩 同 九十六圓三十五錢

八反六歩 同 千八百二十八圓六十錢

三反五畝十五歩 同 七百七十九圓四十錢

(答) 七十六錢七厘

二、月一分二厘の利率にて元金二百四十五圓の二年十一ヶ月の利子金は何程とあるか

(答) 八十四圓九十錢

(明治三十五年三月浦和地方裁判書訓試驗)

一、甲地より乙地の道程二百四十四里とす或人毎日十二里宛八日歩み其後毎日の速力四里を増すときは幾日にして達すべきや

(答)十六日 $\frac{1}{2}[(224 - (12 \times 8)) \div (12 + 4)] + 8$

二、甲乙の脚夫あり每一時間に甲は五十四町乙は四十五丁を行ふへし今乙より六時間後に甲出立するときは幾時にして追付くべきや

(答)五時間 $\frac{1}{2}(45 \times 6) \div 54$

三、三個の數あり甲乙の和は十八にして丙の三倍は甲の四倍より一個少く丙は十三なりと云ふ甲乙各如何

(答)甲、十 乙、八 $\frac{1}{2}(18 - (13 \times 3 + 1)) \div 4 = \text{甲} = \text{乙}$

(明治三十五年六月)
山形縣普通試験

一、二十五人共同して寫真を取りしに其代價四枚は五圓にて其餘焼増は一枚五十錢宛なりと云ふ各々一枚宛を得んに各人實際幾錢宛を出すべきや

(答)六十二錢 $\frac{1}{2}(5.00 + (21 \times 5.0)) \div 25$

二、或人一ヶ月六圓五十錢一ヶ月未滿は其月の日割の約束にて八月一日より十一月十日迄下宿せりと云ふ下宿料幾何を拂ふべきか

(答)二十二圓三十一錢五厘餘 $\frac{1}{2}(6.50 \times 3) + ((6.50 + 30) \times 13)$

三、甲は或る仕事を八日間に仕上げ乙は六日間に仕上るとするときは甲乙共同に働きたは同じ仕事を幾日に仕上げ得べきや

(答)三七分の三 式 $1 \div (\frac{1}{8} + \frac{1}{6})$

四、大豆、麴、鹽を4=5=6の割合にて味噌を作らんとするに大豆三斗六升に麴鹽各幾何を加ふべきや

(答)四斗五升麴、五斗四升鹽、

(明治三十五年八月)
福島縣文官試験

一、二十九人組合ひて一貫目の價十一錢五厘の炭三百二十五貫七百六十匁を購入し同様に之を分配するとせば一人の出金高幾何なるか

(答)一圓二十八錢餘 $\frac{1}{2}(325.760 \times 715) \div 29$

二、 $\frac{1}{4}$ と $\frac{5}{7}$ との差を $\frac{14}{15}$ と $\frac{1}{12}$ との和にて割れ

(答) $\frac{225}{2107}$

三、金五百圓を甲乙兩人に分つに甲の所得は乙の所得よりも百二十圓多しと云ふ甲乙兩人の所得各幾何なるか

(答)甲三百十圓、乙百九十圓、式 $(500 - 120) \div 2 = 190$ 甲

(明治三十六年六月千葉縣地方裁判所書記試験)

一、元金若干あり九ヶ月間之を貸すに初め四ヶ月間八年五分の利後五ヶ月間と年四分の利にして其元利合して三百七十二圓に至ると云ふ元金幾何なるや(第二問は管易掲載を省く)

(答)三百六十圓 式 $372 \div \left\{ 1 + \left(\frac{105 \times 4}{12} + \frac{04.5}{13} \right) \right\}$

一、荷物十四里の所に運送する賃錢十六錢なるときは之を二十一里の所に運送する賃錢如何

(明治三十六年五月滋賀縣文官普通試験)

(答)二十四錢 式 $(16 \div 14) \times 21$ (第二問は簡易掲載を省く)

(明治三十六年四月青森地方裁判所書記)

一、筆生七人十五日間の給料金三十三圓六十錢なれば筆生一人一日間の給料金幾何(答)三十二錢 式 $33.600 \div (7 \times 15)$

二、稻を刈るに十八人の農夫を雇ひて毎日八時間宛用ふれば十五日間にて刈り盡すことを得ると云ふ間ふ其稻を刈るに廿四人の農夫を雇ひて毎日九時間宛用ふれば幾日にして刈り盡すことを得るや

(答)十日 式 $\frac{15 \div 18 \times 8}{24 \times 9}$

(明治三十六年四月松山地方裁判所書記試験)

一、書記生或る記録の謄寫を爲すに八人にて毎日九時間宛十五日間謄寫せば漸く三分の一を寫了し得へしと云ふ今人員を四人増加し且つ毎日三時間づゝを増し記録の半(二分の一)を謄寫せんには幾日を要すへきや

(答)十一日四分の一 式 $(8 \times 9 \times 15 \times \frac{1}{3}) \div \frac{1}{2} + \left\{ (8 \div 4) \times (9 \div 3) \right\}$

二、父子あり子の年は十三歳にして父の年は子の三倍なりと云ふ幾年の後に至らば父の年か子の年の二倍となるや

(答)十三年 式 $(13 \times 3 - 13) \div 2$

(明治三十六年四月山梨縣文官普通試験)

一、道路延長若干間を修繕するに七百五十圓にては五十間六百八十七圓五十錢にては百五十間豫定の延長に不足すと云ふ修繕せんとする延長何間なるや(第二問は簡易

掲載を省く)

(答)千二百五十問

〔(750.00+(750.00-687.50))÷[(750.00-687.500)÷(150-50)]〕

附 言

(一)文官試験規則(明治二十六年十月
勅令第百九十七號)

第一章 總 則

- 第一條、文官試験は別に規程を設くるもの、外本令に依り之を行ふ
- 第二條、文官試験を分ちて文官高等試験及文官普通試験の二種とす
- 第三條、文官試験を行ふべき期日及場所は豫め官報を以て公報し東京以外於て行ふ試験に在りては仍其地方の新聞紙一種以上に公告すへし
- 第四條、年齢滿二十年以上の男子にして左の諸項の一に該當せざるものは文官試験を受くることを得
 - 一、重罪を犯したる者但國事犯にして復権したる者ば此限にあらす
 - 二、定役に服すへき輕罪を犯したる者

三、破産若しくは家資分散の宣告を受け復権せざる者又は身代限の處分を受け債務の辨償を終へざる者

第五條、文官試験を受け合格したる者には合格證書を附與す

第六條、下正の方法に因り試験を受けんと企てたる者試験に關する規程に違背したる者は其期の試験を受くることを得ず試験合格證書を受領したる後は等の事實發覺したるときは其合格證書を無効とす

第七條、文官試験を出願する者には手數として高等試験に在りては金十圓普通試験に在りては金二圓を納めしむ

第二章 文官高等試験

第八條、文官高等試験は毎年一回東京に於て文官高等試験委員之を行ふ

第九條、文官高等試験を分ちて豫備試験及本試験とす豫備試験に合格したる者に非らざるは本試験を受くることを得ず

第十條、豫備試験とは受験人か中學校以上の官立公立學校を卒業し又は之と同等以上の學力を有する者にして本試験を受くるに相當なる學科を修めたる者と認むべきや否やを考試するを以て目的とす

第十一條、豫備試験は論文試験並に論文に關する口述試験及迅速作文試験に合格したる者に付之を行ふ

第十二條、東京帝國大學法科大學京都帝國大學法科大學舊東京大學部及舊司法省法學校正則部の卒業證書を有する者は豫備試験を免す

第十三條、本試験は受験人學理上の原則及現行法令に通曉し並に其修得したる學術を實務に應用する能力あるや否やを考試するを以て目的とす

第十四條、本試験は左の科目を用えて之を行ふ

- 一、憲法
- 二、刑法
- 三、民法
- 四、行政法
- 五、經濟學
- 六、國際法

以上の一科目は試験の際選擇取捨することを得

- 一、財政學

- 二、商法

- 三、刑事訴訟法

- 四、民事訴訟法

以上の科目は受験者をして其中に付豫め一科目を選擇せしめ之を試験す

第十五條、本試験は分ちて筆記試験及口述試験とす筆記試験に合格したるものに非らざれば口述試験を受くることを得ず

第十六條、豫備試験及本試験の合格者を定むる方法は試験委員の議定する處に依る

第十七條、文官高等試験に關する細則は閣令を以て之を定む

第三章 文官普通試験

第十八條、文官普通試験に各官廳の順要に應し其廳の文官普通試験委員之を行ふ

第十九條、文官普通試験の科目は中學校の科程を標準とし各官廳所掌の事務を斟酌して文官普通試験委員之を定め文官高等試験委員の承認を経へし

第二十條、文官普通試験に關する細則は文官普通試験委員之を定め文官高等試験委員報告す

(二) 裁判所書記登用試験規則 (明治二十四年五月 司法省令第四號)

第一章 試験

第一條、裁判所書記登用試験に文官普通試験に關する勅令の外本則の定規に従ふ

第二條、試験は各控訴院に於て之を行ふ

第三條、試験委員を控訴院判事檢察書記長又は管内地方裁判所判事檢察事の中より司法大臣之を命す

試験委員長は委員中官等最も高き者を以て之に充つ

第四條、試験は作文、筆寫、書取、算術、簿記の外民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の中に就き之を施行す

第五條、試験委員長は受験者の申立あるときは地方裁判所に於て書記試験を受けしむることを得此場合に於て試験問題の答案は其裁判所の官吏監督して之を作らしむ

第六條、試験委員筆記答案を調査したる後口述試験を爲すに足るべき者と認めたるときは口述試験の爲め受験者を呼出すへし

第七條、受験者口述試験に缺席したるときは成立たざるものとす

第八條、試験に及第したる者には試験委員長及試験委員の連署したる及第證書を授與す

第九條、試験委員長は及第者の氏名及其試験の成績を司法大臣に報告すへし

第二章 實地修習

第十條、試験に及第したる者は裁判所書記見習を命せらるゝことを得

裁判所書記見習は裁判所及地方裁判所並其檢察局に於て實地修習を爲すへし

第十二條、實地修習の順序は控訴院長檢察長協議して之を定む

第十二條、實地修習の指揮監督は地方裁判所長若しくは檢察正又は區裁判所の一人の判事若しくは監督判事若しくは檢察之を爲す

指揮監督者は修習の事務を直接に指示すへき官吏を定むへし

第十三條、裁判所書記見習職務上の義務を怠り又は職務上若しくは職務外に於て其身分過にせざる行狀あるときは指揮監督者を諭告すへし

第十四條、裁判所書記見習職務上若しくは職務外に行狀其職務を報るに不適當なるか又は其修習の進歩不充分ふりと認むるときは指揮監督者は控訴院長檢察事に之を報告すへし

第十五條、指揮監督者は裁判所書記見習指揮監督者に係る修習を終りたるときは修習に係る證明書を作り修習の成績並職務上及職務外行の状を記載して之を控訴院長検査長に差出すへし

第十六條、本章の規程は試験を経ずして裁判所書記見習となりたる者の實地修習にも亦之を適用す

(三) 官吏恩給法摘錄

第一、文官判任以上の者退官したるときは官吏恩給法に依り恩給を受くるの権利を有す

第二、左官滿十五年以上の者左に掲ぐる事項の一に當るときは終身恩給を給す

一 年令六十歳を超え退官を許したるとき

二 傷疾を受け若くは疾病に罹り其職に堪へず退官を許したるとき

三 廢官廢廳若くは官廳事務の伸縮又は非職滿期に依り退官したるとき

第三、左に掲ぐる事項の一に當る者は前條の年限に滿たざるも終身恩給を給し尙其最下金額十分の七までの増加恩給を給す

一 公務に依り傷疾を受け一肢以上の用を失ひ若くは之に準すへき者にして其職務に堪へず退官したるとき

二 公務に依り健康に有害なる感動を受くるを顧みること能はずして勤務に従事し爲めに疾病に罹り一肢以上の用を失ひ若くは之に準すへき者にして其職務に堪へず退官したるとき

第四、恩給支給の期は退官の翌日より始まり死亡の月を以て終るものとす

第五、恩給は之を受くへき事由の生したる後三箇年内に請求せされば其權利を拋棄したるものとす

第六、恩給は賣買讓與質入書入することを得ず又負債の抵償として差押ふることを得ず

第七、官吏恩給を受くへき者は恩給請求書を退官當時の本廳の長官に差出すへし但廢官廢廳に當りたるときは其事務の引繼を受けたる廳の長官に差出すへし

第八、恩給請求書には左の書類を添付すへし

- 一 在官中履歷書
- 二 市町村長の證明したは戸籍調書

第九、公務の爲め傷痍を受け若くは疾病に罹り恩給を請求する者は前第八に掲ぐる書類の外左の書類を以て其事實を證明すへし

一 現認證書又は之を證する公文の寫若くは口供書

二 醫師の診断書

第十、恩給は退官現時の俸給年額を四分し四月 七月 十月 一月 に於て其前三個月分を大藏省より本人居住地の地方廳を経て支給す

第十一、恩給を給く者其全額を受領せんとするときは恩給證書を以て其受領權あることを證明す

第十二、恩給を受くる者他の地方に居住を轉するときは恩給支給の月より三十日以前其の旨を新舊住地の地方廳に届出へし若し此の期日を過ぎ届出たるときは其一期の金額は尙従前の地方廳に於て支給す

第十三、恩給を受くる者重罪の刑に處せられ若くは日本臣民たるの分限を失ひたるときは恩給を剝奪す

左に掲ぐる事項の一に當るときは其間間給を停止す

一 判任以上の官に任し政府より俸給を受くるるとき但商業を營むことを得へき官職

に在るときは此限にあらず

二 公權を停止せられたるとき

第十四、恩給を受くる者殊去したるときは其遺族より地方に届出へし其遺族にして扶助料を受くへき權利なきときは死去の届出をなすと同時に恩給證書を返納すへし

第十五、水火災盜難等に由り恩給證書をも失したる者は居住地の地方廳に届出へし

第十六、文官判任以上の者在官滿一箇年以上にして退官したる者には退官現時の俸給半箇分を以て在官年數の一箇年に當て其年數に應ずる金額を一時支給す但非職滿期に由り退官したる者は其在職最終の俸給額に依り之を給す

第十七、恩給を給くる者並自己の便宜に由り退官したる者又は懲戒處分若くは刑事裁判に由り免官したる者には恩給を給せず

第十八、文官判任以上の者左に掲ぐる事項一に當るときは其遺族は法律の規定する所に依り扶助料を受くるの權利を有す

一 在官十五年以上の者在官中死去したるとき

二 在官十五年未滿の者公務の爲め死去したるとき

三 恩給を受くる者死去したるとき

第十九、寡婦扶助料年額は亡夫の受けたる若くは受く可き恩給年額三分の一とす

公務の爲め受けたる傷疾に原因した死去し又は非常の労働及困苦を忍び勤務に従事したる爲めに發病死亡し又は公務に依り傳染病者に接し該病毒に感染して死去し又は戦地に於て若くは公務旅行中流行病に罹り死去したる者の寡婦扶助料は亡夫の俸給に對し官吏恩給法第五條に依り算出したる恩給年額三分の二とす

第二十、寡婦なきとき又は扶助料を恩くる寡婦死去し若くは權利消滅したるときは其扶助料を孤兒に給す

第二十一、孤兒扶助料は敷子あるときは家名繼襲者に結し戸主に非ざる者の孤兒に在りては長子に給す其繼其者及長子死去し若くは權利消滅し若くは支給期限の満つるときは順次年少者に轉給するものとす但家名繼襲者を弱くの外男子を先にし女子を後にす

第二十二、孤兒とは年齢二十歳未満の男子にして結婚せざる者を云ふ

第二十三、恩給を受けたる者の寡婦にして其夫退官後結婚したる者は扶助料を受くることを得ず

第二十四、扶助料は之を受くべき權利の生したる日より三箇年内に請求せざれば其權利

を抛棄したる者とす

第二十五、扶助料は買讓讓與質入書入することを得ず又負債の抵償として差支ふることを得ず

(四) 試驗願書式

試驗願書

(用紙美濃紙)

原籍 何府何郡何町何番地
現住所 何縣何郡何町何番地

身分職業

氏名

生年月日



私儀文官普通試驗相受度別紙履歷書身分證明書(戶籍謄本及現に俸職中の者は其長官

の承認書) 相添此段奉願上候也

年 月 日

右

氏

名 印

何府 何省 縣文官普通試験委員長氏名宛

(裁判所書記試験願書も大要之れに同じ然れとも各府縣に依り必ずしも一定せず依て受験者は固より規定の書式に従はざるべからず)

履 歴 書 (用紙美濃紙)

原籍何府郡市町村何番地
現住所何縣郡市町村何番地

族 稱

氏

名

生 年 月 日

一 何 々 々 學 事

一 何 々 々 職 業

一 何 々 々 賞 罰 (又はなし)

身代限り家資分産の有無

一 何 々 々 一 年 月 日

右之通相違無之候也

右

氏

名 印

受 驗 解 答 終

明治三十八年八月廿八日印刷
明治三十八年九月四日發行

(定價金二十錢)

不許
複製

著者 佐藤美雄

發行者 小池淡

東京市本郷區湯島四丁目八番地

印刷者 橫田五十吉

東京市神田區松下町十番地

發行行 後凋閣

東京市本郷區
湯島四丁目八

賣 捌 各書林

東京食療院長高橋逸馬君著

牛乳中毒論

定價金廿二錢

牛乳が體質の如何に拘らず何でも衛生上の一大過失である牛乳に含有
滋養の飲料であると信ずるのには

毒母は甚恐るべきもので嚴禁すべきである現に迷信の結果知らず識らずカ
毒殺

されつゝある事實を擧げ以て飲
用者に注意を與へたるものあり

巡查看守受驗解答

定價金廿四錢

小學校教員檢定試驗問題

定價金廿四錢

軍人軍屬雇員恩給手當扶助手續

郵税金二十八錢

